

(仮称) 小金井市新福祉会館管理運営計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 小金井市新福祉会館 (以下「新施設」という。) の管理運営計画 (以下「計画」という。) の策定において必要な事項を検討し、及び協議するため、(仮称) 小金井市新福祉会館管理運営計画策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画 (素案) を基に、次に掲げる事項について検討し、及び協議し、その結果を反映させた計画 (案) を市長に提出するものとする。

- (1) 新施設の管理運営方針、各機能の利用時間、利用方法等
- (2) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 3人以内
- (2) 福祉、社会教育、市民協働等に関する審議会等又は団体に属する者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内

2 委員の任期は、委嘱の日から令和3年7月31日までとする。

3 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第1号に定める委員の選考は、応募者に市が指定する題名で作文の提出を求め、選考によって選出する方法による。

5 前各項に定めるもののほか、委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会議を招集し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開する。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(謝礼)

第9条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、福祉保健部地域福祉課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(仮称) 小金井市新福社会館管理運営計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 小金井市新福社会館(以下「新施設」という。)の管理運営計画(以下「計画」という。)の策定において必要な事項を検討し、及び協議するため、(仮称) 小金井市新福社会館管理運営計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画(素案)を基に、次に掲げる事項について検討し、及び協議し、その結果を反映させた計画(案)を市長に提出するものとする。

- (1) 新施設の管理運営方針、各機能の利用時間、利用方法等
- (2) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 3人以内
- (2) 福祉、社会教育、市民協働等に関する審議会等又は団体に属する者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内

2 委員の任期は、委嘱の日から令和3年7月31日までとする。

3 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第1号に定める委員の選考は、応募者に市が指定する題名で作文の提出を求め、選考によって選出する方法による。

5 前各項に定めるもののほか、委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会議を招集し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開する。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(謝礼)

第9条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、福祉保健部地域福祉課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(仮称) 小金井市新福祉会館管理運営計画策定委員会 委員名簿

氏 名	推 薦 団 体 ・ 所 属 団 体 等	選 出 区 分
坂 野 勝 一		公 募 に よ る 市 民
諏 訪 間 千 晃		
平 野 澄 江		
邦 永 洋 子	小 金 井 市 市 民 協 働 推 進 委 員 会	福 祉、社 会 教 育、市 民 協 働 等 に 関 す る 審 議 会 等 又 は 団 体 に 属 す る 者
吉 岡 博 之	小 金 井 市 地 域 自 立 支 援 協 議 会	
田 川 尚 子	小 金 井 市 悠 友 ク ラ ブ 連 合 会	
萬 羽 郁 子	小 金 井 市 子 ど も ・ 子 育 て 会 議	
菅 沼 七 三 雄	小 金 井 市 公 民 館 運 営 審 議 会	
金 子 和 夫	ル ー テ ル 学 院 大 学 教 授	

(仮称) 小金井市新福祉会館管理運営計画策定委員会スケジュール (案)

区 分	開催時期	検討内容等
第1回	令和3年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員紹介 ・ 委員長・副委員長選任 ・ 管理運営計画(素案)説明
第2回	令和3年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸室の貸出について <ul style="list-style-type: none"> ▷ 利用想定について ▷ 多目的室利用団体区分について ▷ 利用予約について ・ 屋上庭園の利用について
第3回	令和3年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出諸室の使用料金について <ul style="list-style-type: none"> ▷ 使用料金について ▷ 減免について ・ マルチスペースの利用について
第4回	令和3年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営計画(案)全体調整・確定
	令和3年12月	パブリックコメント実施
第5回	令和4年1月	パブリックコメントを踏まえ 管理運営計画の全体調整
第6回	令和4年2月	管理運営計画確定

※検討状況の進捗により、開催時期、開催回数については調整いたします。

(仮称) 小金井市新福祉会館管理運営計画

(素案)

※基本設計に基づき記載しているため、実施設計終了後
に変更になる可能性があります。

令和 年 月
小金井市

はじめに

小金井市福社会館は耐震上の問題や施設の老朽化等を理由として平成28年3月に閉館し、小金井市の地域における福祉活動等の拠点であった機能の早急な機能回復が求められています。

一方、保健福祉に関するニーズが多様化してきていることなどを背景として、新たな施設は分野をまたがる総合的なサービスの提供を行うことを目的に保健福祉施設の複合化・多機能化を目指す必要があります。

平成30年3月に策定した「(仮称)小金井市新福社会館建設基本計画」で掲げた新たな施設の基本理念である「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」の実現に向け、第4次小金井市基本構想「福祉と健康」分野の施策の大綱に掲げている「制度の枠組みを超えて地域福祉を進め、子育て・子育て支援を進めるとともに、高齢者が生きがいを持って安心して過ごせる、誰もが健やかに安心して暮らせる思いやりのあるまちづくり」を進めるための課題と目指すべき方向性の実現に向けた施設として、将来を見据え、地域住民や様々な関係団体との連携・協働により地域福祉を効果的に推進するための施設として整備します。

本施設は、市の中心部に位置する「庁舎建設予定地」に新庁舎と合わせて整備することから、多機能・複合化施設としての特性を最大限に活かすための最適な運用のルール等を構築する必要があります。

この(仮称)小金井市新福社会館管理運営計画は、平成31年3月に策定した「管理運営基本方針」に基づき管理運営の基本的な考え方、施設利用の申込み・貸出に関する事項等、具体的な諸手続きなどを取りまとめたものです。

目 次

第 1 章 施設の概要

1	施設整備の概要	1
(1)	施設整備の目標	1
(2)	整備の概要	2
(3)	建設スケジュール	3
2	施設の配置と機能について	4
(1)	施設の配置	4
(2)	機能の配置	6
3	施設の主な特徴	15
(1)	総合案内の設置	15
(2)	ユニバーサルデザイン等の導入	15
(3)	I C T の整備	16
(4)	施設の安全管理の充実	16
(5)	施設へのアクセス整備	17
(6)	環境への配慮	18
(7)	施設耐震性の確保	19
(8)	新型コロナウイルス等感染症対策	19
(9)	福祉売店及びカフェの設置	19
(10)	屋上庭園の設置	19
(11)	浸水対策	20

第 2 章 管理運営体制について

1	管理運営の目標	21
2	最適な管理運営体制	21
3	業務範囲の検討	22

第 3 章 施設の管理運営に関する基本事項

1	施設の開館時間・休館日	23
(1)	集約化対象施設等の開館時間と休館日の現状	23
(2)	開館時間と休館日の考え方	23
(3)	新施設の開館時間・休館日	24

2	諸室の貸出	2 5
(1)	貸出対象の諸室と利用想定	2 5
(2)	利用時間区分	2 6
(3)	利用手続き	2 6
3	貸出諸室の使用料金	2 7
(1)	使用料金についての基本的な考え方	2 7
(2)	各諸室の使用料金	2 8
(3)	使用料金の減免	2 9
4	その他の貸出対象施設等	2 9
5	市民アンケート・利用者懇談会の開催	3 0
6	多機能・複合化による事業連携	3 0
(1)	施設内における機能連携	3 0
(2)	新庁舎との機能連携	3 1
7	災害時危機管理	3 2
(1)	防災計画	3 2
(2)	災害拠点	3 3

第1章 施設の概要

1 施設整備の概要

(1) 施設整備の目標

施設の基本的な機能である「保健福祉の総合的支援の充実」、「参加と協働による多様な交流や活動の推進」、「地域福祉活動の推進」は、地域が抱える課題の解決力、地域を地盤とする包括的支援、地域丸ごとのつながりなどを強化していくこととなり、将来的に求められる地域共生社会の実現に欠かせないものです。あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みを構築しつつ、健康づくり・生きがいづくりの機会を提供する「地域共生社会を実現するための拠点」としていきます。なお、上記の機能を果たすため、次の施設を導入します。

【保健福祉の総合的支援の充実】

- ・保健センター
- ・子ども家庭支援センター
- ・ファミリー・サポート・センター
- ・福祉共同作業所
- ・シルバー人材センター
- ・悠友クラブ連合会

【参加と協働による多様な交流や活動の推進】

- ・ボランティア・市民活動センター
- ・(仮称) 市民協働支援センター
- ・活動スペース

【地域福祉活動の推進】

- ・福祉総合相談窓口(自立相談サポートセンター)
- ・権利擁護センター
- ・障害者就労支援センター
- ・福祉サービス苦情調整委員事務局

【社会福祉協議会】

【完成予想図】



(2) 整備の概要

(仮称) 新福祉会館は、市域のどこからでも訪れやすい中心地である「庁舎建設予定地」(蛇の目ミシン工業工場跡地)に、機能に関連する市内の公共施設を集約化したうえ、新たに建設される市庁舎と同敷地に多機能・複合化して建設する計画です。(仮称) 新福祉会館内の自立した機能を充実させる効果に加え、市の中心的な行政拠点であり、市民サービスの中核を担う庁舎との多機能・複合化により、必要に応じた行政との緊密な連携や支援など、福祉と行政のつながりの強化、市民サービスや利便性の向上が可能となり、(仮称) 新福祉会館の役割である地域共生社会を実現するための拠点に相応しい施設となります。

所在地	小金井市中町三丁目
設計概要	
敷地面積	(11,252.05 m ²) ※庁舎含む
建築面積	(3,900.00 m ²) ※庁舎含む
延床面積	(17,130.00 m ²) ※庁舎含む
構造・階数	庁舎：鉄骨造(免振構造)、地上6階・地下1階 (仮称) 新福祉会館：鉄骨造(耐震構造)、地上3階

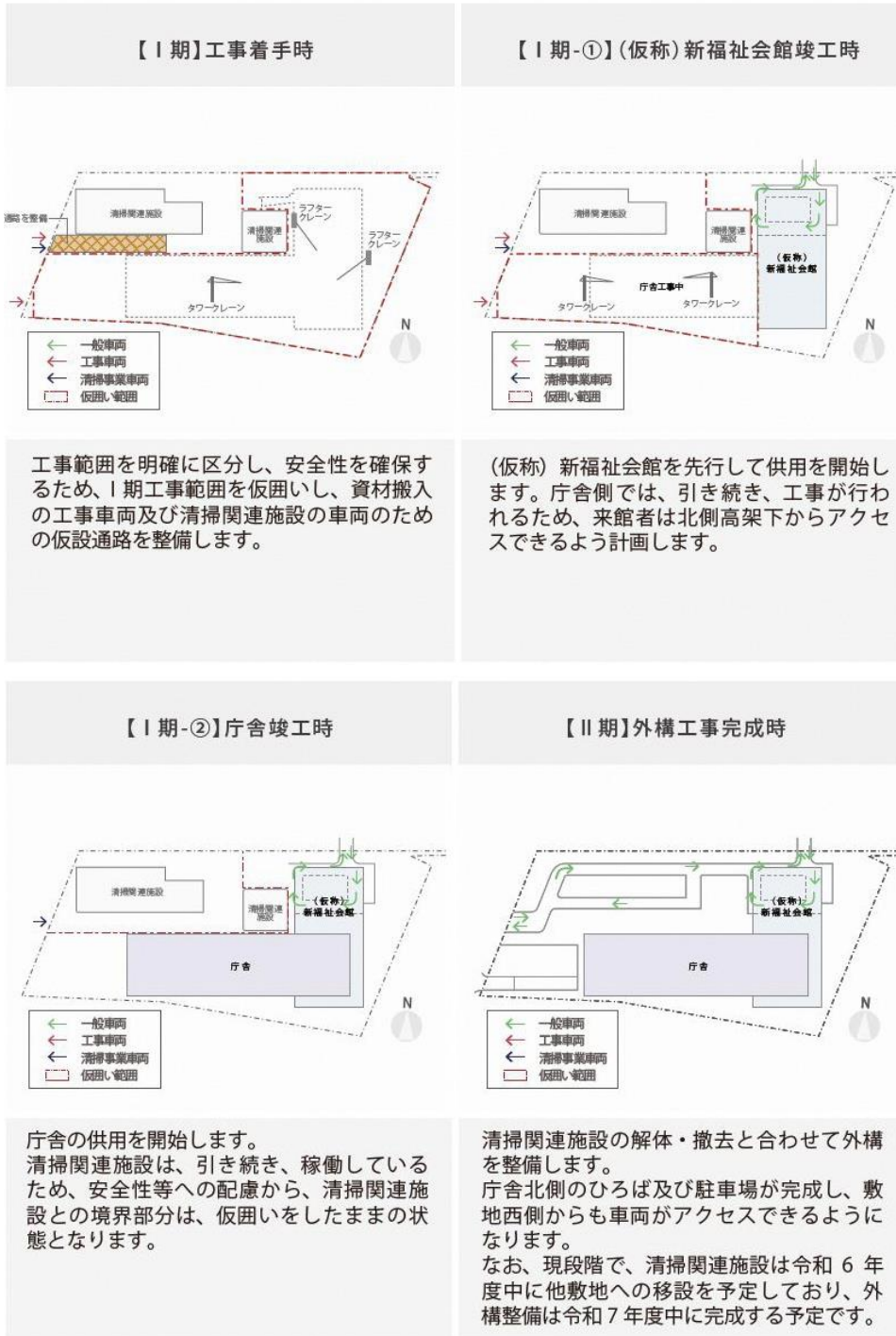
【位置図】



(3) 建設スケジュール

庁舎・(仮称)新福祉社会館の建設工事は、現在、庁舎建設敷地内にある清掃関連施設を稼働させながら行います。このため、庁舎・(仮称)新福祉社会館の建設工事をⅠ期工事として、(仮称)新福祉社会館の竣工までの期間を【Ⅰ期-①】、庁舎竣工までの期間を【Ⅰ期-②】とします。その後、清掃関連施設の解体・撤去、外構を整備するまでの工事期間を【Ⅱ期】とします。

- 令和4年 6月 新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設着工
- 令和5年 7月 (仮称)新福祉社会館竣工(什器設置、引越し等の準備期間を経てオープン)
- 令和6年 8月 新庁舎竣工(什器設置、引越し等の準備期間を経てオープン)

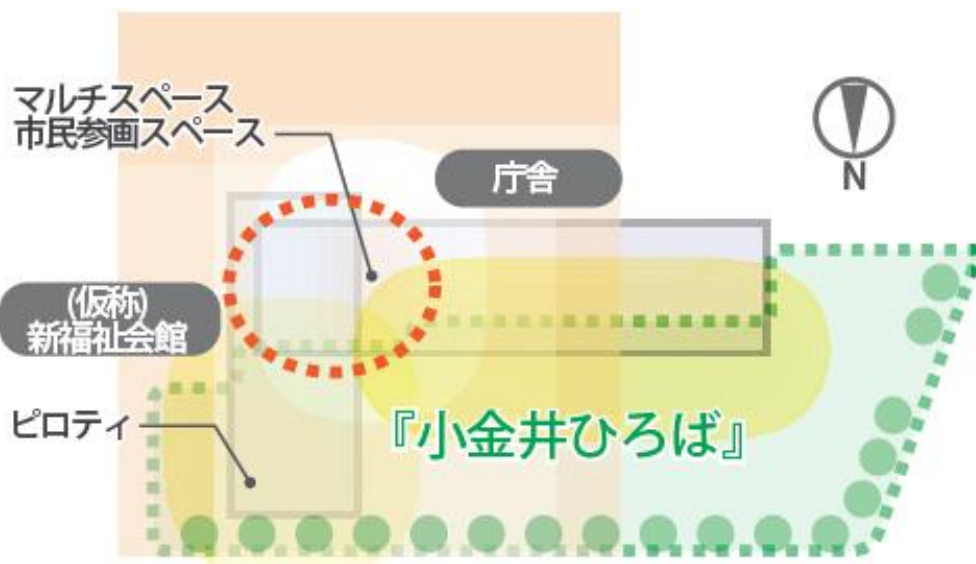
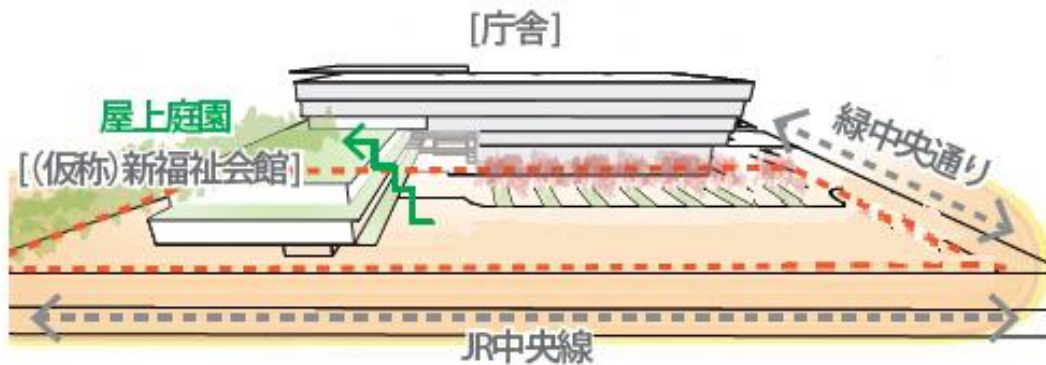


2 施設の配置と機能について

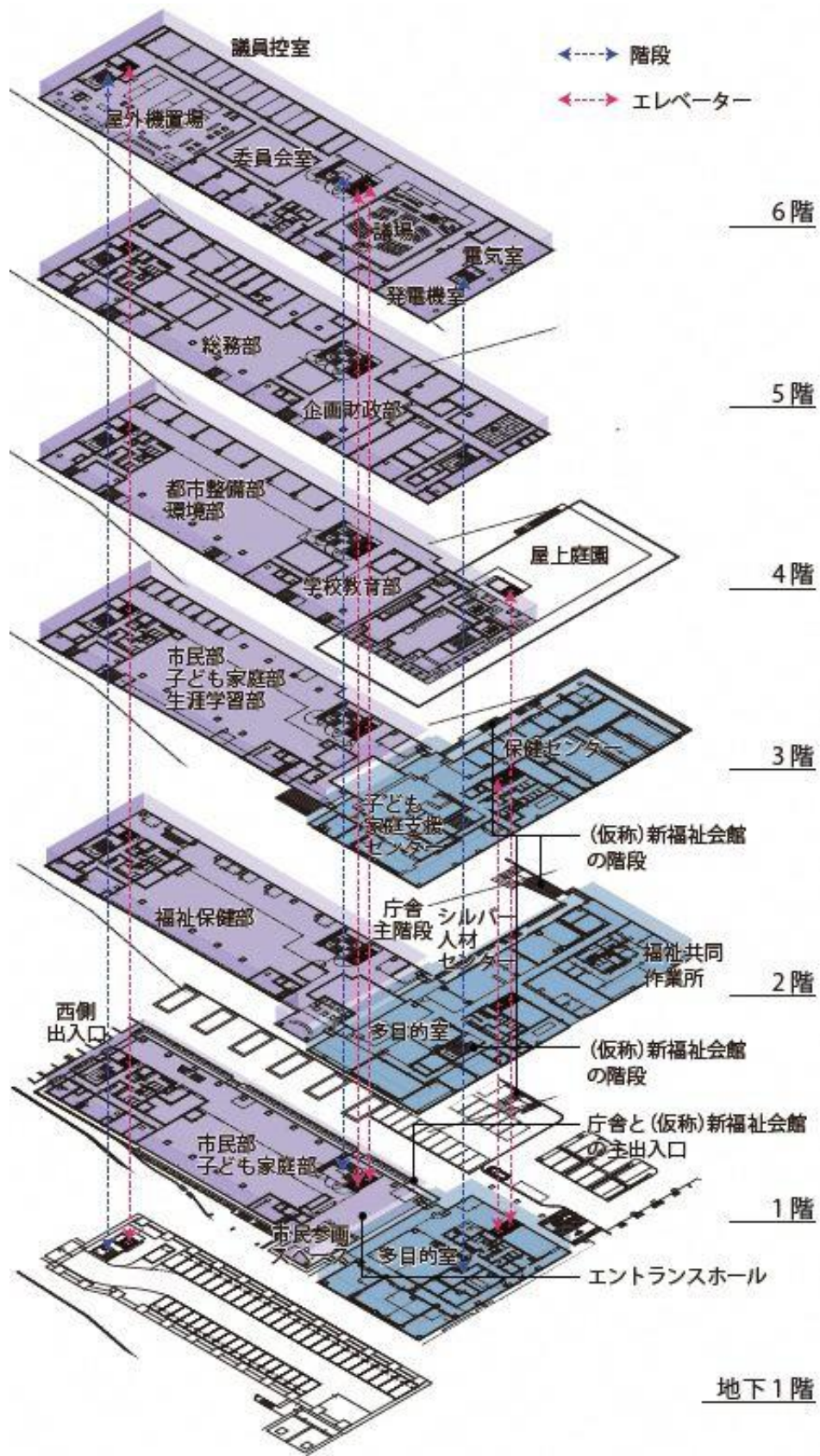
(1) 施設の配置

建物の配置については、庁舎を敷地南側に、(仮称)新福社会館は敷地東側に配置することで、敷地北側に広いオープンスペース(駐車場、ひろば)を設ける計画としています。庁舎は地上のオープンスペースを確保しつつ必要面積を確保するため、上層階が迫出す建物形状とし、また、(仮称)新福社会館の1階をピロティ空間とすることにより、地上面のオープンスペースを確保します。敷地外周部に植栽や歩道を整備することにより、複数の方向からのアクセスが可能となります。歩行者、自転車が安全で快適にアクセスできる計画とします。

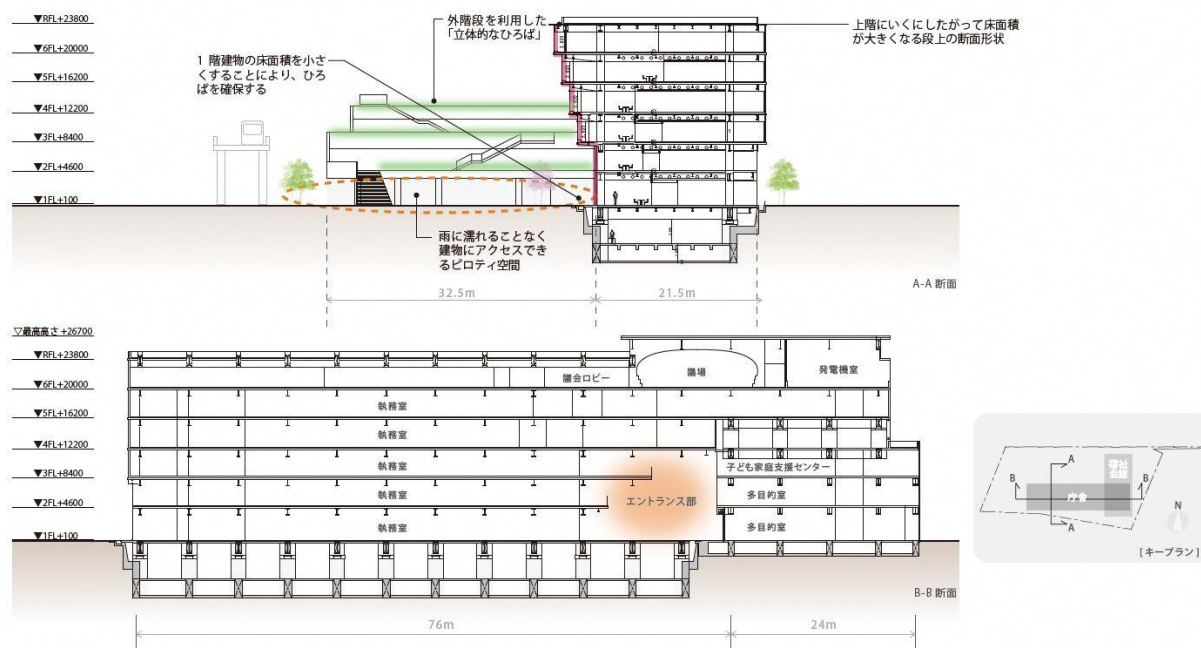
また、庁舎と(仮称)新福社会館を並べるのではなく「重ね合わせる」ことで空間や機能を統合するなど、複合化によるメリットを最大限に生かします。重なる部分にはエントランスホールやマルチスペースなどのロビー空間や会議室、情報発信機能、ギャラリーなどを集約しています。さらに、複合部分であるマルチスペース、吹き抜けに面して市民活動スペースを配置することで、人と人が集う活動スペースが繋がり、両施設の相互利用が活性化します。



【フロア構成図】



【断面図】



(2) 機能の配置

(仮称) 新福祉会館においては、以下の方針により、各機能間の連携を図るとともに、新庁舎との連携による効果として市民サービスの向上が期待できるゾーニングとします。

【保健福祉の総合的支援の充実】

- ◆ 各種健康診査を行う諸室を可能な限りワンフロアに配置し、利用者の利便性を図るとともに、予防接種などの保健衛生事業の実施、健康教育や健康づくりに関する講座等を実施します。
- ◆ 令和2年度から事業開始した「子育て世代包括支援センター」は、保健センターと子ども家庭支援センターとが連携し、妊婦面接事業をはじめとする母子保健事業と子育て・子育て支援事業との相互連携による切れ目のない支援を行うため、可能な限り機能強化が図れるよう利用者支援のための情報提供・相談スペースの拡充や関係部署（新庁舎含む）との近接配置とします。
- ◆ シルバー人材センターや悠友クラブ連合会を配置し、高齢者の就労・社会参加支援・生きがいづくりを推進するための利便性、他機関との連携等が図りやすいよう配置します。
- ◆ 障がいのある人の社会参加と自立を促進し、福祉の増進を図るため、通所型の障害者支援施設機能を設置し、障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくりに努めます。また、福祉共同作業所の利用者の特性へ配慮しながら、利用者とならぬ施設を訪れる市民との交流を通じ、障がいの理解啓発を推進します。

【参加と協働による多様な交流や活動の推進】

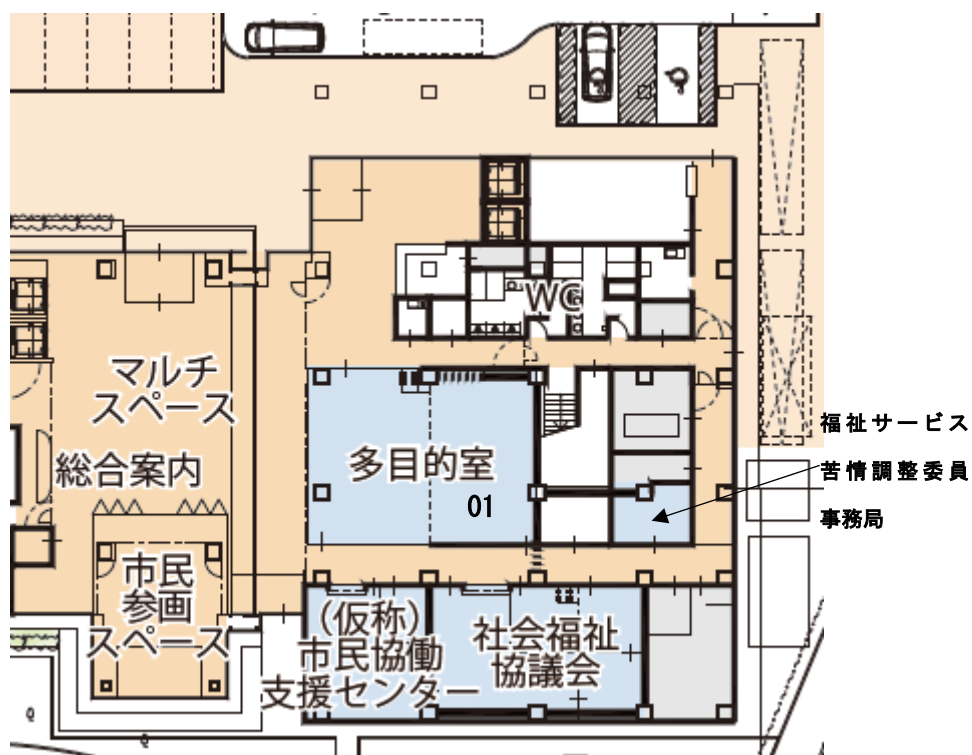
- ◆ 多くの市民が利用でき、多世代が交流できる場や、多様な市民の活動を支援し市民と行政の協働を推進するため、新庁舎や（仮称）新福祉会館を訪れた市民が多様な活動を目にしやすい空間づくりとなるよう工夫します。
- ◆ 多様な市民の活動を支援し、市民自らが主体的に社会参加し、相互に支え合い、高め合える活動を支援する場として、多目的室等の活動スペースを設け、利用しやすく管理しやすい配置とします。

【地域福祉活動の推進】

- ◆ 福祉サービスの利用促進のため、福祉の総合的な相談窓口を含む各種相談機能等を配置し、新庁舎の関連部署、関係機関との連携による総合的な相談体制を構築します。

6 ページの方針に基づき、次のとおり配置しました。

【1階平面図】



1階には、複合施設のメインエントランスに市民の参加と協働を支える場として、マルチスペース、市民参画スペース及び（仮称）市民協働支援センターを配置し、市民による多様な交流や活動を推進します。

▷ピロティ下の車いす使用者用駐車場は、雨に濡れずにアクセスできます。

▷マルチスペースと一体的に多目的室を利用できる想定です。

▷マルチスペースは展示等の市民活動にも利用できます。

【1階の機能及び主な諸室】

機能名称	主な事業内容	主な諸室	
		専用	機能間共有
ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動に関する相談窓口 ・ボランティア・市民活動関連講座の開催 ・各種イベントやボランティアの募集情報、助成金の情報等の広報・情報発信 ・ボランティア活動等の保険申し込み受付 ・その他 	事務室 相談室 作業室 会議室	—
（仮称）市民協働支援センター	<p>【相談事業】 一般相談、専門相談、資金調達に係る支援</p> <p>【協働のコーディネート事業】 市民活動団体等と行政間のコーディネート、市民活動団体等間のコーディネート</p> <p>【情報収集・発信機能等】 市民協働に係る個人、団体及び一般市民に対する情報収集、発信等</p> <p>【市民活動団体活動支援事業】 市民活動団体等の活動の支援</p> <p>【人材発掘・養成事業】 市民協働の担い手等の人材育成支援（研修、セミナー、講演会等の開催）</p> <p>【調査研究・政策提案事業】 広く一般的な社会情勢や社会的課題についての調査・研究を実施し、中間的な立場で行政への積極的な政策提案</p>	事務室 相談室 市民参画スペース	印刷作業室 ロッカー・メールボックス室 （2階）
活動スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる市民が集える各種イベントや、各種講演会・講座・研修等を実施できる場の提供 ・福祉と健康に関わるボランティア団体等の活動場所や活動内容の紹介を通じ、市民自らが主体的に社会参加し、相互に支え合い、高め合える活動を支援する場の提供 	多目的室 マルチスペース	
福祉サービス苦情調整委員事務局	<p>【社会福祉法第82条（社会福祉事業の経営者による苦情の解決）】</p> <p>小金井市福祉サービス苦情調整委員（事務局）を設置し、市が実施し、又は関与する福祉サービスに関する市民の苦情に対する、申立ての受付、調査、審査、勧告及び意見表明に対する報告等</p>	事務室 相談室	—
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第109条に基づく各種自主事業 ・ボランティア・市民活動センターの運営 ・権利擁護センター事業の受託・運営 ・福祉総合相談窓口（自立相談サポートセンター）事業の受託・運営 ・その他、募金活動等 	事務室 相談室 作業室 会議室	—

【2階平面図】



2階は、福祉の総合的な相談窓口や障がい者福祉及び高齢者福祉の各機能と行政部門とが相互に連携することができるよう効率的な配置を行うことにより、福祉と行政のつながりを強化し、市民サービスの向上を目指します。

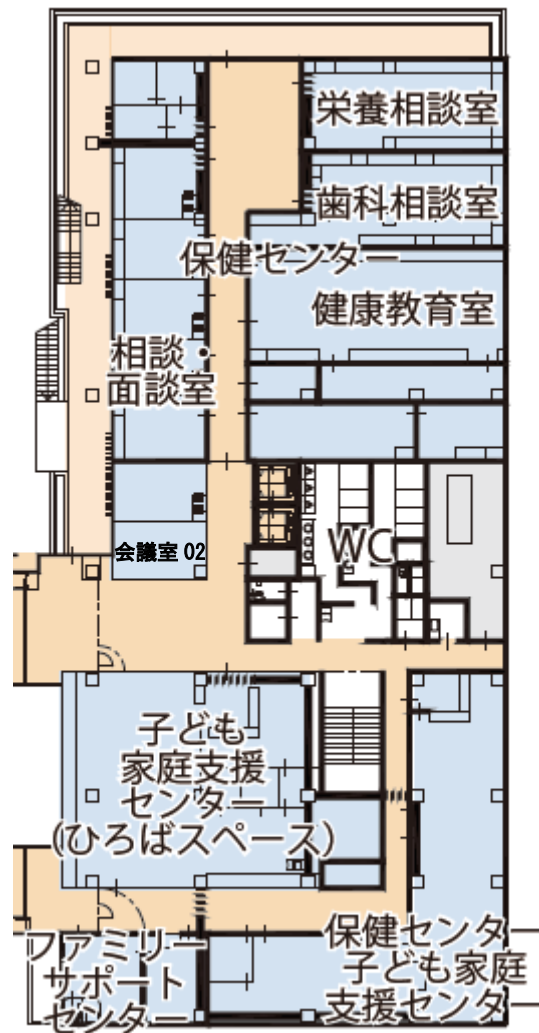
- ▷小金井ひろばから上階へアクセスできる大階段を配置しています。
- ▷様々な使い方ができる多目的室を配置しています。
- ▷飲食ができるカフェスペースを配置しています。

【2階の機能及び主な諸室】

機能名称	主な事業内容	主な諸室	
		専用	機能間共有
福祉総合相談窓口 (自立相談サポートセンター)	<p>・個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援、市の関係部署や適切な相談機関につなぐコーディネート機能を有する窓口の設置</p> <p>【自立相談支援事業】 生活困窮者の自立に向けた相談支援</p> <p>【住居確保給付金の支給】 住居確保及び就労機会の確保に向けた相談・面接等</p> <p>【家計改善支援事業】 支援計画の作成、相談支援</p> <p>【低所得者・離職者対策事業（受験生チャレンジ支援貸付事業）】 低所得者及び離職者の子どもに対する学習塾等費用・受験費用の貸付</p> <p>【生活福祉資金貸付事業】 低所得者や高齢者、障がい者世帯の生活安定と経済的自立のため利用目的にあった資金貸付</p>	事務室	会議室 01 相談室
権利擁護センター	<p>【福祉サービス総合支援事業】 利用者サポート事業、福祉サービス利用援助事業、苦情対応・専門相談事業</p> <p>【成年後見活用あんしん生活創造事業】 成年後見人等の支援、地域ネットワークの活用、運営等審査会（運営委員会）の設置及び運営、後見人等候補者養成事業、その他独自の取組</p>	事務室	
障害者就労支援センター	<p>小金井市障害者就労支援センターを設置し、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する。</p> <p>【就労面の支援】 職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援、離職時の調整及び離職後の支援</p> <p>【生活面の支援】 日常生活の支援、安心して職業生活を続けられるための支援、豊かな社会生活を築くための支援、将来設計や本人の自己決定支援</p>	事務室	
活動スペース	<p>・あらゆる市民が集える各種イベントや、各種講演会・講座・研修等を実施できる場の提供</p> <p>・福祉と健康に関わるボランティア団体等の活動場所や活動内容の紹介を通じ、市民自らが主体的に社会参加し、相互に支え合い、高め合える活動を支援する場の提供</p> <p>・市民活動団体等が、資料の印刷やその他の作業に使用できる印刷作業室を設置</p>	多目的室 調理実習室	印刷作業室 ロッカー・メールボックス室
福祉共同作業所	<p>【生活介護事業】 創作活動の提供、軽作業等の生産活動の提供、余暇活動の提供、健康管理のための必要な支援の提供</p> <p>【就労継続支援 B 型事業】 作業等の生産活動の提供、就労へ向けての支援の提供、余暇活動の提供、健康管理のための必要な支援の提供</p>	事務室 作業室 休憩室 相談室 給湯室 トイレ	—

<p>シルバー人材センター</p>	<p>【高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく各種事業の実施】 執務（公益、法人事業）、入会説明会、就業相談、理事会、会員交流、各種教室事業（英会話、学習、パソコン、囲碁）、各作業班別会議・研修、安全管理委員会、総務部会、事業部会等</p>	<p>事務室 作業室 会議室</p>	<p>—</p>
<p>悠友クラブ連合会</p>	<p>【老人クラブに対する援助等、各種事業を実施】 連合会運営に係る事務のほか、理事会、常任理事会、福祉部会、文化部会、広報部会、軽スポーツ部会、レク部会等の各種会議の開催</p>	<p>事務室</p>	<p>会議室 01</p>

【3階平面図】



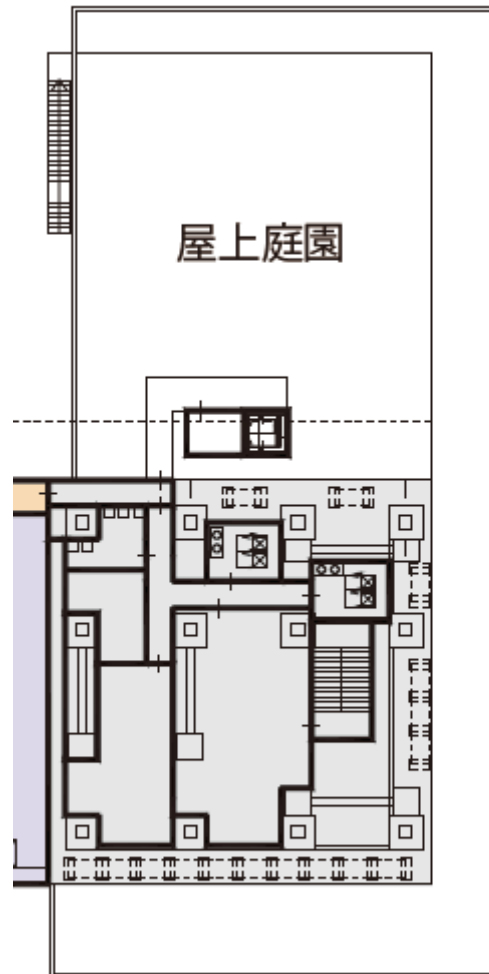
3階は、保健センターと子ども家庭支援センターを同フロアに配置し、子育て世代包括支援センター機能の円滑な運営と、相互に連携する庁舎部門との効率的な配置を行うことにより、市民サービスの向上を目指します。

▶親子で遊ぶことができ、親子の交流の場として子ども家庭支援センター（ひろばスペース）を配置しています。

【3階の機能及び主な諸室】

機能名称	主な事業内容	主な諸室	
		専用	機能間共有
保健センター	<p>【母子保健事業】健康診査、両親学級、妊婦面談、保健相談、離乳食教室等</p> <p>【成人保健事業】がん検診（検診車）、集団健康診査、健康相談、栄養相談、健康講演会、健康教育事業等</p> <p>【上記以外の事業】 歯科衛生事業、BCG接種、結核検診（検診車）、食育推進事業、献血（献血車）、畜犬登録、災害時医療救護本部訓練等</p> <p>【子育て世代包括支援センター事業】 母子保健分野と子育て支援分野の切れ目のない両面支援事業の実施</p>	<p>事務室</p> <p>栄養相談室</p> <p>歯科相談室</p> <p>健康教育室</p> <p>健康教育室準備室</p> <p>妊婦面談室</p> <p>検査室 消毒室</p> <p>聴覚検査室</p> <p>相談・面談室</p> <p>作業室</p>	会議室 02
子ども家庭支援センター	<p>【相談事業】 総合相談、専門相談（心理相談）等</p> <p>【子育て支援事業】 育児支援ヘルパー、子どもショートステイの受付相談、育児不安親支援事業等</p> <p>【ひろば事業】 親子遊びひろば「ゆりかご」の提供、育児教室や各種講座等の開催、子育てに関する情報交換及び提供、地域支援、ボランティア育成等</p> <p>【子育て世代包括支援センター事業】 母子保健分野と子育て支援分野の切れ目のない両面支援事業の実施</p>	<p>事務室</p> <p>相談室</p> <p>保育室</p> <p>ひろばスペース</p>	
ファミリー・サポート・センター	<p>【ファミリー・サポート・センター事業】 依頼会員向け説明会、協力会員向け講習会、利用相談や援助活動の打ち合わせ等相互援助活動支援、依頼会員と協力会員の交流会</p>	<p>事務室</p>	

【4階平面図】



4階の屋上庭園へは、外部からもアクセスできるようにし、市民が利用しやすい計画とします。
アクセスは内部のエレベーターからもアクセスできる計画とします。
※屋上庭園は、新庁舎オープン時から利用できます。

3 施設の主な特徴

(1) 総合案内の設置

新庁舎との施設の多機能・複合化により、利用者へ各フロアの機能配置や業務内容等を分かりやすく案内することが必要となります。利用者への円滑な案内のため、施設のメイン入口正面に一元的な案内・受付ができるように、新庁舎・(仮称) 新福祉会館共通の総合案内を配置し、同時に設置予定の電光掲示板(デジタルサイネージ)等と合わせて、利用者への適切な利用案内や情報提供等に努めます。

(2) ユニバーサルデザイン等の導入

障がいの有無、年齢、性別等に関わらず多くの利用者が日常的に利用しやすい施設とするため、「東京都福祉のまちづくり条例」等に留意して、ユニバーサルデザイン等を取り入れた施設整備を行い、施設を安全に利用できるよう整備します。

【主な具体例】

■外部

- ① 敷地の入口から建物で一番近い西出入口、福祉会館のピロティ部にある車寄せから主出入口、敷地北側から主出入口まで誘導ブロックを設置し、3つの主出入口にはインターホンを設置して、困った時には誰もが、施設内の人に呼びかけられる計画します。
- ② 車寄せから総合案内までの動線には誘導ブロックを設置し、視覚障がい者を誘導します。
- ③ 敷地内の段差を極力なくし、移動等円滑化経路等における傾斜路の勾配は 1/20 以下として計画します。
- ④ 思いやり駐車場を4台設置します。

■内部

- ① エントランスから入った時に全体が見わたせるわかりやすい建物構成とします。また、エレベーターや階段はわかりやすい位置に計画します。
- ② エレベーター：庁舎・(仮称) 新福祉会館ともに、車いす使用者や視覚障がい者の利用に配慮したエレベーターを設置します。
- ③ 階段：主な階段は、バリアフリーに配慮した勾配とし、両側に手摺を設け、階段の上段と下段には点字ブロックを敷設します。
- ④ 多目的トイレ：誰もが利用できる多目的トイレを全ての階に設置します。オストメイトは、利便性を検討し、庁舎の1～3階、(仮称) 新福祉会館の1・2階にそれぞれ設置します。また、1～3階は多目的シートとベビーベッドを適宜設置します。
- ⑤ 授乳室は、庁舎と(仮称) 新福祉会館の1～3階のそれぞれに計画します。
- ⑥ サイン・情報ツール：情報コーナー、掲示板、案内板等は誰もがわかりやすい位置、高さ、形状とします。トイレの付近には触知案内板を設けます。デジタルサイネージには、文字情報を表示する方針とします。

(3) ICTの整備

ア 電光掲示板（デジタルサイネージ）の活用

エントランスや各フロアのエレベーターホール等施設の見やすい場所に、施設で行われる行事、イベント予定や多目的室、マルチスペースなどの利用状況に関する情報等必要な情報発信が可能な電光掲示板を設置します。また、緊急時には、文字表示で告知するなど、災害等発生時にも必要な情報がすぐに掲示されるよう整備します。

イ 情報システムの構築

（仮称）新福社会館内の各機能間の連携を考慮し、公共サービスの充実や、業務効率化等を図るとともに、市職員とその他利用者とのネットワークについて、完全に分離したセキュリティの確保に努めます。

また、施設の利用申込は、小金井市公共施設予約システムにより、公平に、そして便利にかつ簡単に、手続きを行うことができるような環境を整備します。

ウ 市民への無線LANサービスの提供

災害時利用を目的として整備する無線LANについて、平常時においても市民が待合スペース等で利用できるよう無線LAN環境の整備を推進します。

(4) 施設の安全管理の充実

（仮称）新福社会館は、多機能化により、機能ごとに開館時間が異なることが想定され、また、新庁舎との複合化により、多くの人々が施設内に入出入りすることが想定されるため、職員等の入退出に関するICカードの導入や防犯カメラの設置など施設全体の利便性や安全性を確保した、最適なセキュリティ環境を構築します。

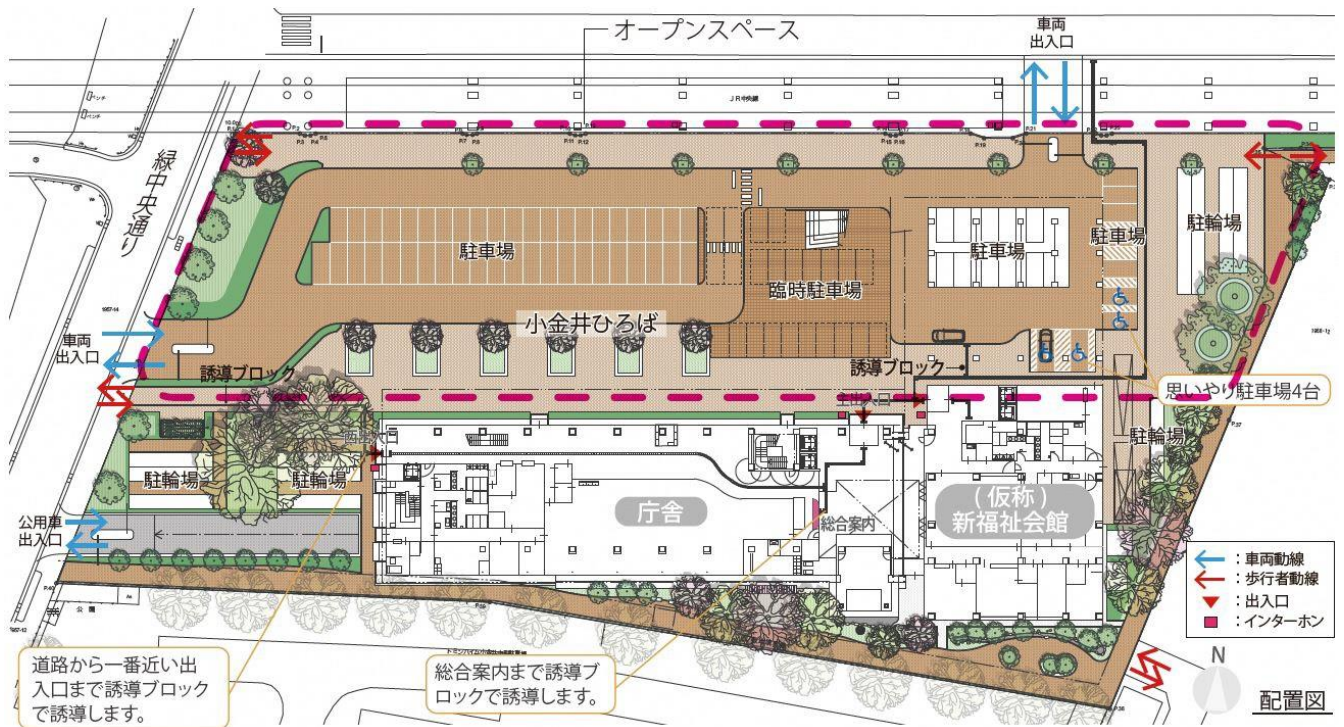
(5) 施設へのアクセス整備

(仮称) 新福社会館の建設場所は、市域のどこからでも訪れやすい中心地である「庁舎建設予定地」に整備されることから、施設利用者の利便性を考慮して自動車や自転車によるアクセス環境の整備が必要となります。(仮称) 新福社会館は、障がい者や高齢者等をはじめとした施設利用者に配慮して、障がい者用を含め、駐車場や自転車駐輪場はできる限りゆとりをもって整備します。

・新庁舎との複合施設としての駐車場・自転車駐輪場の整備

- ① 駐車場 地上駐車場44台、臨時駐車場23台、地下駐車場39台の計106台分を整備します。
- ② 自転車駐輪場 敷地の東西の出入口付近に、子ども乗せ電動自転車等も止められるよう、車輪止めを設けない駐輪スペースとラック式の駐輪スペースを合計約450台分を整備します。

【施設へのアクセス（配置図）】



(6) 環境への配慮

小金井の自然を活用し、高効率設備の設置、運用により快適で省エネルギーな環境にやさしい施設を目指します。

ア パッシブ手法を積極的に導入

- ・複合施設の東西に長い敷地特性や建物形状を活かし、卓越風、自然採光等を活用するパッシブ手法を積極的に導入します。
- ・自然エネルギーを効率よく活用することで冷暖房運転なしの期間の拡大を図り、エネルギー使用量を削減します。

イ アクティブ手法を効果的に組み合わせる

- ・高効率設備を設置するアクティブ手法を効果的に組み合わせ、心地よい環境をつくりつつ、環境負荷軽減に配慮した建物にします。

ウ 雨水を有効活用する仕組み

- ・雨水は、貴重な水資源となるため、雨水を貯留し、トイレ洗浄水へ利用することで省資源を実現します。
- ・車路には、透水性の合材を使うことで、雨水を地下へ浸透させ、敷地外への雨水の流出を抑制しながら、水資源の循環に寄与します。
- ・歩行路は、保水性の高い土を固めた舗装とし、輻射によりヒートアイランド現象を低減します。

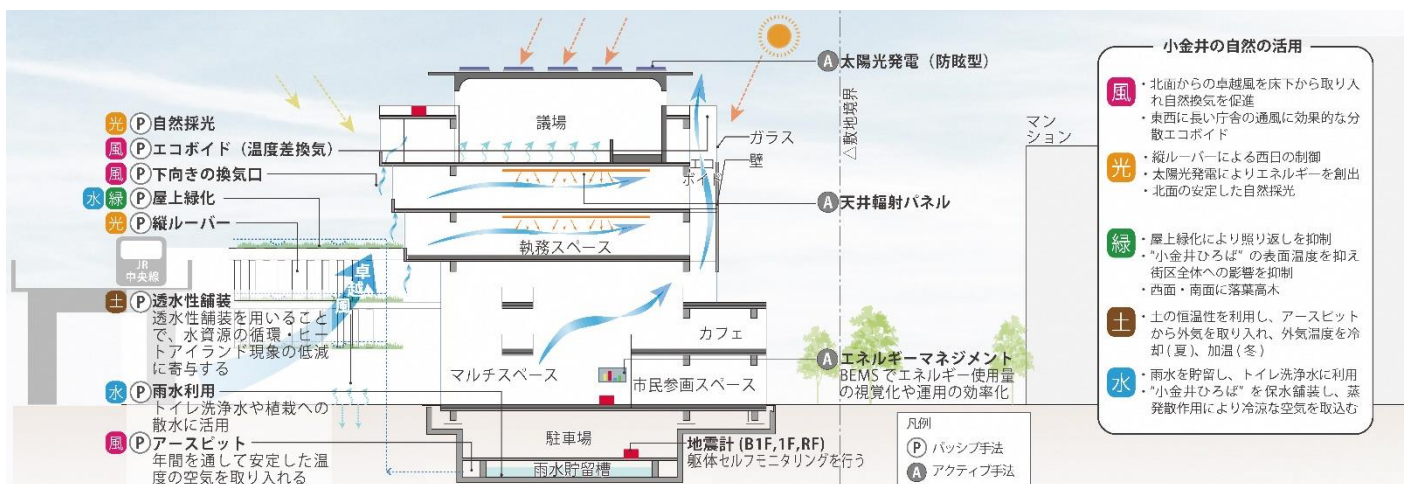
※パッシブ手法（デザイン）

自然エネルギー（風・光・緑・土・水）を最大限に活用する設計手法のことをいいます。

※アクティブ手法（デザイン）

機械設備を効率的に組み合わせることにより、快適な空間を確保することを目指した設計手法のことをいいます。

【環境への配慮（断面図）】



(7) 施設耐震性の確保

災害時には、新庁舎は災害対策本部、(仮称)新福祉会館は災害ボランティアセンター、医療救護活動拠点、災害薬事センター等、災害対策の拠点となることから、庁舎は免振構造、(仮称)新福祉会館は建物の低層化を図るとともに、構造体分類Ⅰ類に求められる重要度係数1.5を採用した上で耐震構造とします。構造の異なる両施設を、免振装置と制振装置により適切に組み合わせることで安全性の向上を図ります。

(8) 新型コロナウイルス等感染症対策

ア 換気計画

・機械換気

厚生労働省から示されている必要換気量(1人当たり毎時30m³)を満たしています。

・自然換気

冷暖房を使わない中間期は、自然換気もできる計画とします。執務室や待合、廊下などは、吹抜け(エコボイド)や階段室を利用して換気ができる計画とします。(仮称)新福祉会館は、各部屋ごとに換気ができるよう開閉可能な窓を計画します。会議室等は窓下に換気口を設けません。

イ 設備等での対応

・トイレ

トイレ出入口は扉がない(扉を触らない)計画とし、手洗いに自動水栓、多目的トイレ以外には非接触のセンサースイッチを採用します。また、人感センサーによる照明を採用します。なお、ハンドドライヤーは設置しないこととします。

・自動ドア

市民が主に利用する出入口は、自動ドアとして接触リスクを軽減します。

(9) 福祉売店及びカフェの設置

1階のマルチスペースに市内の障害者就労施設で製作した物品を可動式のワゴン等で販売する福祉売店の設置を予定しています。また、2階には、障がい者の社会参加の場としてのカフェの設置を予定しています。障がい者の就労支援、社会参加を促進するとともに、障がいのある方との交流を通して障がいに対する理解の促進を図ります。

(10) 屋上庭園の設置

適度な緑化を施した誰もが気軽に立ち寄り、憩える広場として4階に屋上庭園を整備します。また、地上面の広場から屋上へと繋がる一体的な広場となるよう工夫を行っていきます。また、ボランティアによる花壇等の管理についても検討します。開園時間は、午前8時30分から午後5時を予定しています。

※屋上庭園は、新庁舎オープン時から利用できます。

(11) 浸水対策

令和元年6月の東京都浸水予想区域図及び令和2年8月の小金井市防災マップの改定に伴い、想定し得る最大規模の降雨があった場合においても、本市の防災拠点となる新庁舎及び（仮称）新福祉会館の事業継続が確保できるよう建物1階床レベルを浸水しないレベルまで嵩上げする計画としました。

外構については、災害時の対応として利用を想定する関係機関の駐車場としての役割が果たせるよう盛土の範囲を限定し、機能確保を図りつつコスト及び建設スケジュールに可能な限り影響が及ばない計画としました。

具体的には、主要道路から建物の出入口までに大きな高低差は発生しないものとし、また、駐車場と建物1階床レベルに差が生じる場所については、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合する整備とし、車いす利用者の方が自力で上がりやすいようスロープを設けバリアフリーに対応します。

第2章 管理運営体制について

1 管理運営の目標

(仮称) 新福社会館は新庁舎との多機能・複合化施設であり、各機能の利用時間帯や利用方法等がそれぞれ異なる施設が、永く市民に親しまれ、利用しやすい施設となるために、管理運営にあたっては以下の目標を設定し、施設全体の効率的な運用を行います。

- ◆ 機能配置や動線の効率化、開館状況に応じたセキュリティを確保する等、施設利用者の利便性の向上を図ります。
- ◆ 市民共有空間等のスペースを有効活用した効果的な運用を行い、多世代交流や市民協働を推進することにより、あらゆる市民が集う多世代交流を促進する場として効率的な管理を行い、施設利用者の利便性向上を図ります。
- ◆ 活動スペース機能は、高い稼働率を目指し、効率的な運用が可能となるよう工夫します。
- ◆ 複合的な機能を有する施設全体の維持管理を効率的に行い、市民サービスの向上と経費の削減等を図る等、最適な管理運営体制を構築します。
- ◆ 施設利用者等の意見や要望、ニーズを把握し、施設の管理運営や事業の実施にフィードバックできる仕組みを構築します。

2 最適な管理運営体制

(仮称) 新福社会館は、多くの利用者が様々な目的で利用する多機能施設であり、新庁舎と同敷地に建設を計画している複合化施設です。上記の「管理運営の目標」実現に向けた検討に加え、複合化施設のメリットを最大限に活かした効率的な管理運営体制の導入を行う必要があり、施設において市の直営や業務委託など、業務範囲の区分を適切に行い、管理面やコスト面で効果的・効率的かつ最適な体制を構築します。

施設維持管理業務については、複合化のメリットを最大限に活かすため、新庁舎との一体的な維持管理を行うこととし、一括して業務委託による維持管理とします。

3 業務範囲の検討

(仮称) 新福祉会館へ導入される各機能の事業実績や業務の特性を踏まえて、市の直営や業務委託とする業務範囲について、次表のように区分し、検討を行いました。

【業務範囲の区分】

機能区分		業務区分		
用途区分等	機能名称	事業運営方法	施設及び附帯設備の維持管理 (※1)	施設の利用受付等 (※2)
市機関の事務所等	保健センター	市 (直営)	業務委託	/
	子ども家庭支援センター			
	福祉サービス苦情調整委員事務局			
市委託事業 実施場所 (行政目的内)	親子あそびひろば	市 (業務委託)		
	ファミリー・サポート・センター	市 (業務委託)		
	福祉共同作業所	市 (業務委託)		
	(仮称) 市民協働支援センター	市 (業務委託)		
	福祉総合相談窓口 (自立相談サポートセンター)	市 (業務委託)		
	権利擁護センター	市 (業務委託)		
	障害者就労支援センター	市 (業務委託)		
団体事務室 (行政目的外)	シルバー人材センター	団体運営	業務委託 又は 団体管理	/
	悠友クラブ連合会	団体運営		
	社会福祉協議会	団体運営		
	ボランティア・市民活動センター	団体運営		
貸室 (行政目的内)	多目的室	/	業務委託	業務委託
	調理実習室			
	マルチスペース			

(※1) 施設管理、清掃、警備、施設機器類の保守点検等

(※2) 貸出諸室の利用予約受付、鍵の管理等

第3章 施設の管理運営に関する基本事項

1 施設の開館時間・休館日

(1) 集約化対象施設等の開館時間と休館日の現状

(仮称) 新福祉会館へ設置される集約化対象施設（機能）における現状の開館時間や休館日については、下表のとおりです。

施設（機能）名称	開館（利用）時間	休館日							
		月	火	水	木	金	土	日	祝
保健センター	8:30～17:00						休	休	休
子ども家庭支援センター	9:00～17:00							休	休
ひろばスペース（子ども家庭支援センター）	10:00～16:00	休						休	休
ファミリー・サポート・センター	9:00～17:00							休	休
福祉共同作業所	9:00～16:00						休	休	休
シルバー人材センター	8:30～17:15						休	休	休
悠友クラブ連合会	8:30～17:00					休	休	休	休
ボランティア・市民活動センター	8:30～17:00						休	休	休
（仮称）市民協働支援センター準備室	8:30～17:00						休	休	休
福祉総合相談窓口（自立相談サポートセンター）	8:30～17:00						休	休	休
	日曜日は、市役所休日窓口実施日のうち、第一開庁日は開館								
権利擁護センター	8:30～17:00						休	休	休
障害者就労支援センター	8:30～17:00						休	休	休
福祉サービス苦情調整委員事務局	8:30～17:00						休	休	休
社会福祉協議会	8:30～17:00						休	休	休
【参考】旧福祉会館（集会室、学習室、家事实習室等）	9:00～22:00		休						
		(毎月第2・4火曜日)							

※年末年始（12月29日～1月3日）は全施設休館

(2) 開館時間と休館日の考え方

(仮称) 新福祉会館の開館時間と休館日については、既存機能の集約化のほかに、福祉総合相談窓口を始め、新たな機能が導入されるため以下の考え方を基本に設定します。

【基本的な考え方】

- ◆ 利用者の利便性とサービス向上のため、可能な範囲で開館時間・開館日の拡充を図ります。
- ◆ 幅広い利用者ニーズに柔軟に対応し、多くの市民が利用しやすいよう、施設に配置される機能を一体的に管理することを前提として、曜日や時間帯によって開館しているエリアにできるだけ統一性を持たせた休館日や開館時間の設定を図ります。

(3) 新施設の開館時間・休館日

(2)の考え方から、開館時間及び休館日について、下表のように管理を行います。また、本市の地域特性、課題等に的確に対応できる拠点となるよう継続して見直し等を検討し、将来の市民ニーズの変化にも柔軟に対応できる施設を目指します。

実施区分	機能名称	開館（利用）時間	休館日								
			月	火	水	木	金	土	日	祝	
窓口・事務事業実施スペース	保健センター	8:30～17:00						休	休	休	
	子ども家庭支援センター	9:00～17:00							休	休	
	ひろばスペース（子ども家庭支援センター）	10:00～16:00	休						休	休	
	ファミリー・サポート・センター	9:00～17:00							休	休	
	福祉共同作業所	9:00～16:00						休	休	休	
	シルバー人材センター	8:30～17:15						休	休	休	
	悠友クラブ連合会	8:30～17:00					休	休	休	休	
	ボランティア・市民活動センター	8:30～17:00						休	休	休	
	（仮称）市民協働支援センター	9:00～21:00	休								
	福祉総合相談窓口（自立相談サポートセンター）	8:30～17:00						休	休	休	
	日曜日は、市役所休日窓口実施日のうち、第1開庁日は開館										
	権利擁護センター	8:30～17:00						休	休	休	
	障害者就労支援センター	8:30～17:00						休	休	休	
	福祉サービス苦情調整委員事務局	8:30～17:00						休	休	休	
社会福祉協議会	8:30～17:00						休	休	休		
活動スペース	多目的室	9:00～22:00	休								
	(毎月1回第4火曜日を休館日とする)										
	調理実習室	休									
	(毎月1回第4火曜日を休館日とする)										
	マルチスペース	9:00～22:00									

※いずれの機能も年末年始（12月29日～1月3日）は休館

2 諸室の貸出

(1) 貸出対象の諸室と利用想定

(仮称) 新福祉会館には、市民の活動スペースとして多目的室や調理実習室を設置し、多様な市民の交流や生きがいがづくりの場として、また旧福祉会館で行われていた実際生活に即する「学び」の場としてご利用いただくことを想定しています。なお、営利を目的とする場合は、利用することができません。

【利用想定】

階	諸室名	面積	定員 (席数)	主な用途
1階	多目的室01-A (01-Bとの一体利用可)	7.6㎡	78人	学習会、会議、講座の開催、体操・ダンス、各種サークル活動が可能。2室使用時は、各種講演会の会場としての利用可能。なお、01-Bに鏡を設置しています。
	多目的室01-B (01-Aとの一体利用可)	6.9㎡	71人	
2階	多目的室02	3.8㎡	43人	学習会、会議、講座の開催、各種サークル活動が可能
	多目的室03	2.9㎡	30人	
	多目的室04 (05との一体利用可)	4.1㎡	42人	
	多目的室05 (04との一体利用可)	2.9㎡	30人	
	多目的室06 (視聴覚室)	8.4㎡	86人	学習会、会議、講座の開催、各種サークル活動、コーラスなどの利用が可能
	多目的室07	4.3㎡	44人	流し台が設置され、水を使う活動が可能。学習会等にも利用可能
	多目的室08	2.7㎡	27人	学習会、会議、各種サークル活動が可能 保育室としての利用が可能
	調理実習室	6.3㎡	25人	調理台やレンジ等を設置し、調理実習などに利用可能

※4.0㎡程度の諸室は、プロジェクターとスクリーンの設置を予定しています。

※施設利用に際しては、新型コロナウイルス等の感染症対策として、マスクの着用、手指の消毒、ソーシャルディスタンスの確保等をお願いし、状況により利用人数の削減等の措置についても検討します。

※多目的室01は、選挙期間中、期日前投票の会場として利用をします。

(2) 利用時間区分

貸出対象の諸室の利用時間区分については、利用ニーズ等を踏まえ、より多くの方にご利用いただけるよう、下記のように設定します。

諸室名	利用時間								利用時間単位
	月	火	水	木	金	土	日	祝	
多目的室	9:00~22:00								1 時間
	月	火	水	木	金	土	日	祝	
調理実習室	9:00~22:00								1 時間
	月	火	水	木	金	土	日	祝	

※全館休館日（第4火曜日）は全ての諸室の利用はできません。

(3) 利用手続き

貸出諸室の利用には、事前に利用団体登録が必要となります。個人での利用はできません。利用団体登録後、小金井市公共施設予約システムにより予約手続きが可能となります。

ア 利用団体登録

① 登録の条件

- 市内団体
 - ・団体の人数が5人以上で、その半数以上が小金井市在住、在勤、在学であること。
 - ・18歳以上の責任者がいること。
- 市外団体
 - ・団体の人数が5人以上の市内団体以外
 - ・18歳以上の責任者がいること。

② 登録の区分

旧福祉会館で運用していた、一定の要件を備えた障がい者団体等の優先予約について、(仮称)新福祉会館の利用においても一部準用するため、市内団体の登録は次の3つに区分して行います。※市外団体はその他の団体に区分します。

団体登録は、団体名、会員数、活動内容、代表者名、連絡先等を登録します。

A 福祉関係団体

障がい者団体（組織する者の半数以上が障がい者（障害者基本法第2条第1号に定める障害者で小金井市民）である団体）、ボランティア団体（社会的な支援を必要とする者の利益の増進に寄与する活動を行っている団体）

B 生涯学習・地域活動団体

生涯学習活動団体、文化活動団体、自治会・町会・高齢者グループ・子ども会等の地域活動団体

C その他の団体

A・B以外の団体、市外団体

イ 利用予約

貸出諸室の予約には、抽選予約と随時予約の2種類の方法があります。

抽選予約は、一定の要件を備えた障がい者団体等が優先的に利用できるよう、団体登録区分に応じて予約時期に差を設けていきます。

① 1次抽選対象団体（登録区分Aの団体）

利用日の概ね4か月前から抽選予約申込可能（予定）

② 2次抽選対象団体（1次抽選で落選した登録区分A及び登録区分Bの団体）

利用日の概ね3か月前から抽選予約申込可能（予定）

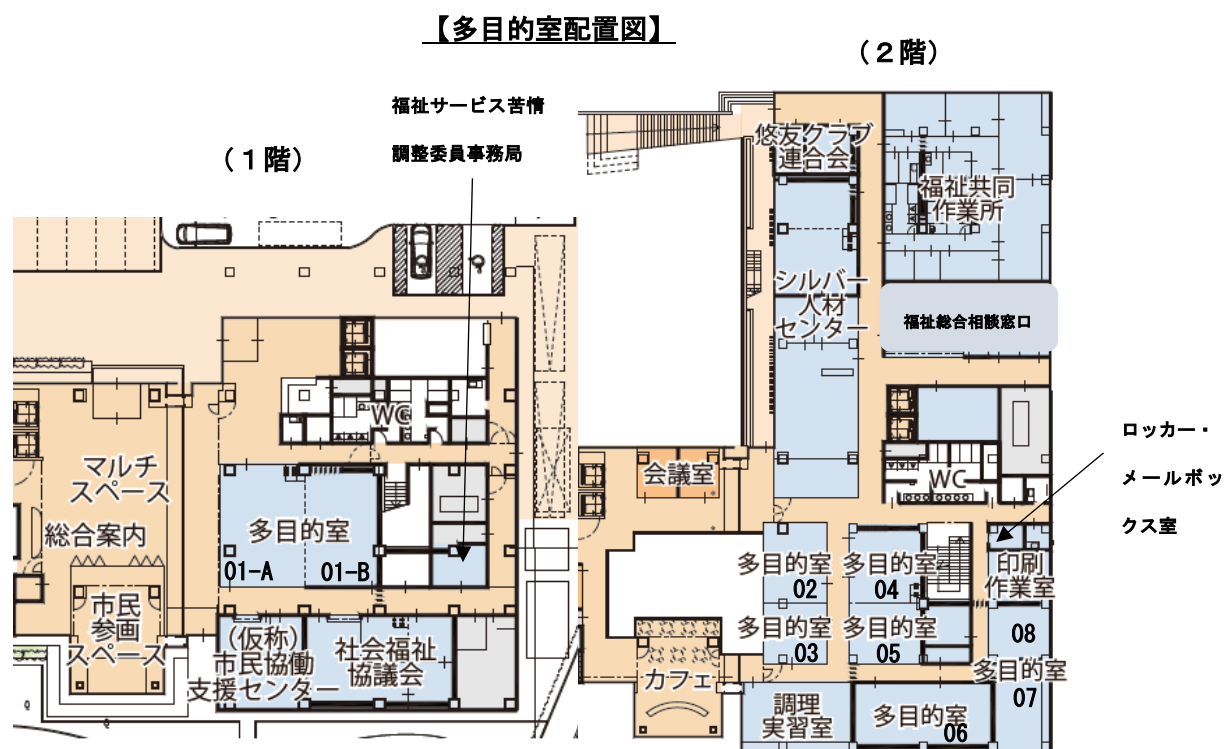
③ 随時予約対象団体（すべての登録団体）

抽選予約確定後の概ね2か月前から予約可能（予定）

ウ 利用制限

貸出諸室は、より多くの方に利用していただくため、予約には制限を設けています。

利用時間制限は、最大16時間（月4回）です。



3 貸出諸室の使用料金

(1) 使用料金についての基本的な考え方

諸室の貸出に際しては、「小金井市受益者負担基準」により定められた4つの基本原則「効率性の確保」「公平性の確保」「歳入の確保」「妥当性の確保」の観点から、「受益者負担」を原則とします。

料金設定に当たっては、「小金井市受益者負担基準」により定められた使用料の算定方法を基本としながら、貸し出す諸室の規模等や近隣自治体の類似施設との料金比較を行い、現時点での案として設定しています。

(2) 各諸室の使用料金

【諸室の使用料金表（案）】

諸室名	面積	定員 (席数)	使用料金（1時間）	
			市内団体	市外団体
多目的室01-A (01-Bとの一体利用可)	<u>76㎡</u>	<u>78人</u>	500円	750円
多目的室01-B (01-Aとの一体利用可)	<u>69㎡</u>	<u>71人</u>	400円	600円
多目的室02	<u>38㎡</u>	<u>43人</u>	300円	450円
多目的室03	<u>29㎡</u>	<u>30人</u>	200円	300円
多目的室04 (05との一体利用可)	<u>41㎡</u>	<u>42人</u>	300円	450円
多目的室05 (04との一体利用可)	<u>29㎡</u>	<u>30人</u>	200円	300円
多目的室06 (視聴覚室)	<u>84㎡</u>	<u>86人</u>	500円	750円
多目的室07	<u>43㎡</u>	<u>44人</u>	300円	450円
多目的室08	<u>27㎡</u>	<u>27人</u>	200円	300円
調理実習室	<u>65㎡</u>	<u>25人</u>	400円	600円

※貸出備品についても使用料金を設定します。

(3) 使用料金の減免

受益者負担の基本原則から、利用者に対して応分の負担を求めることを基本的な考えとしつつ、社会政策的な配慮や特別な事情がある方の負担軽減を図るため、使用料金の減免を設定していきます。

【利用料金の減免事項（案）】

免除	<ul style="list-style-type: none"> ・市内団体で組織する者の半数以上が障がい者である団体 ・市内団体で社会的な支援を必要とする者の利益の増進に寄与する活動を行っている団体がその目的のために使用するとき ・市内団体で生涯学習活動団体、文化活動団体、自治会・町会・高齢者グループ・子ども会等の地域活動団体がその目的のために使用するとき
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が必要であると認めるときには、市長が必要であると認める額を減額又は免除

4 その他の貸出対象施設（マルチスペース）

複合施設の1階エントランスホールの中に、来館者等の交流やにぎわいを創出するスペースとして、多世代が気軽に立ち寄り、集まることのできる場（マルチスペース）を設置します。マルチスペースは、通常はエントランスホールの待合スペースとなるため、市の業務に支障のない範囲で各種展示会場等として貸出を行っていきます。

また、多目的室01と市民協働支援センターの市民参画スペースは、イベント開催時等はマルチスペースとの一体的な利用も想定しています。

名称	面積	利用時間（※）							利用時間単位
		月	火	水	木	金	土	日	
マルチスペース	<u>179㎡</u>	9:00～22:00							1日

※マルチスペースの利用は、連続して7日までとなります。

【利用手続き】

利用者登録した団体が利用できます。

利用日の6か月前（予定）から予約申込みができます。貸出受付にお問い合わせいただき、市の業務に支障がなければ申込みができます。使用料金及び使用料金の減免事項は、貸出諸室についての考え方・規定を準用します。

【2階から見たマルチスペース】



5 市民アンケート・利用者懇談会の開催

多目的室やマルチスペースなどの活動スペースについては、様々な利用方法が想定されることから、利用者からの意見・要望等を把握できるように、市民アンケートの実施や利用者懇談会等を開催し、いただいた意見・要望等について分析・検討を行うことで、有効に施設の管理運営にフィードバックする仕組みを構築します。

6 多機能・複合化による事業連携

(1) 施設内における機能連携

(仮称) 新福祉会館には、「地域共生社会を実現するための拠点」として、各施策に対応した機能を導入します。保健センターと子ども家庭支援センター等との連携強化による保健福祉施策の包括的な支援の実施や、福祉総合相談窓口とその他の各種の相談センター間の連携による複合課題に対応する包括的支援体制の構築など、各機能間の連携により市民サービスや利便性の向上が見込まれます。

また、高齢者分野のシルバー人材センターと悠友クラブ連合会が保健衛生や子育て分野の機能と同じ施設内に導入されることは、マルチスペースや多目的室、ひろばスペース等を通じた多世代交流の促進につながります。

さらに、施設内に配置する通所型の障害者支援施設である福祉共同作業所においても、障がいのある方々が安心して暮らしていくための仕組みづくりとともに、マルチスペースにおいて、同作業所を主体とした可動式の福祉売店を設置するなど、多様な市民との交流を創出し、障がいの理解啓発の機会を創出します。

(2) 新庁舎との機能連携

基本理念の実現や機能の効能を高めるには、保健福祉の総合的支援の充実や公共サービスの拠点としての充実度、少子高齢化等によるサービス需要の変化への対応が不可欠であり、地域共生社会の実現の推進には、市民の参加と協働の支えが必要です。新庁舎と（仮称）新福祉会館において整備する機能はそれぞれ補い、支えあう関係にあることから、多機能・複合化による施設整備は、福祉と行政のつながりの強化と市民サービスの利便性の向上が見込まれます。

具体的な機能配置は、1階は、庁舎は市民の利用が多い市民部、子ども家庭部を配置するほか、会計課、指定金融機関窓口等を配置します。

エントランスホール付近にはマルチスペースや市民参画スペースを配置し、（仮称）新福祉会館の（仮称）市民協働支援センターや多目的室と近接することで、交流の場が生まれ、様々なイベントや市民活動が可能となります。また、庁舎の待合スペースは閉庁時にも市民利用ができるような計画とします。

2階は、庁舎は福祉保健部を配置します。（仮称）新福祉会館は、福祉の総合的な相談窓口や障がい者福祉や高齢者福祉を推進する機能を配置することにより、福祉と行政のつながりを強化し、市民サービスの向上を目指します。また、市民活動の場として多目的室等を配置します。

3階は、庁舎は税部門と子ども家庭部を配置します。また、コミュニティ文化課、経済課消費生活係、生涯学習課等業務関連性等を考慮した配置としています。（仮称）新福祉会館は、保健福祉と子育て・子育て支援関連の機能を配置したフロア構成とします。

【完成予想図】



7 災害時危機管理

(仮称) 新福祉会館は、災害発生時には平常時の施設利用から機能転換を行い、新庁舎内に設置される災害対策本部や防災関係機関との連携を図りながら、災害活動の中心的拠点としての役割を担うことを想定しています。

(1) 防災計画

ア 建物の構造

- ・災害拠点となる庁舎は、発災後、速やかに活動できるよう免震構造とします。
- ・災害ボランティアセンター等が設置される(仮称)新福祉会館は、建物の低層化を図るとともに、構造体分類Ⅰ類に求められる重要度係数1.5を採用した上で耐震構造とします。

イ 業務継続計画

- ・非常用発電設備を設置し、7日以上機能維持できる自立した建物を計画します。
- ・地下ピットに雑用水層及び緊急排水層を設置し、発災時に下水道が破断してもトイレの使用ができるよう計画します。
- ・敷地内にある非常災害用井戸については、引き続き発災時に利用できるよう、建物南東部に移設します。

ウ 庁舎

- ・発災時には、庁舎5階の庁議室等を転用し、災害対策本部を設置するほか、地域安全課執務室及び災害情報室等を一体的に活用し、情報の集約化を図ります。
- ・5階の会議室、6階の委員会室は関係機関等の協議、調整のためのスペースとして転用できるよう計画します。

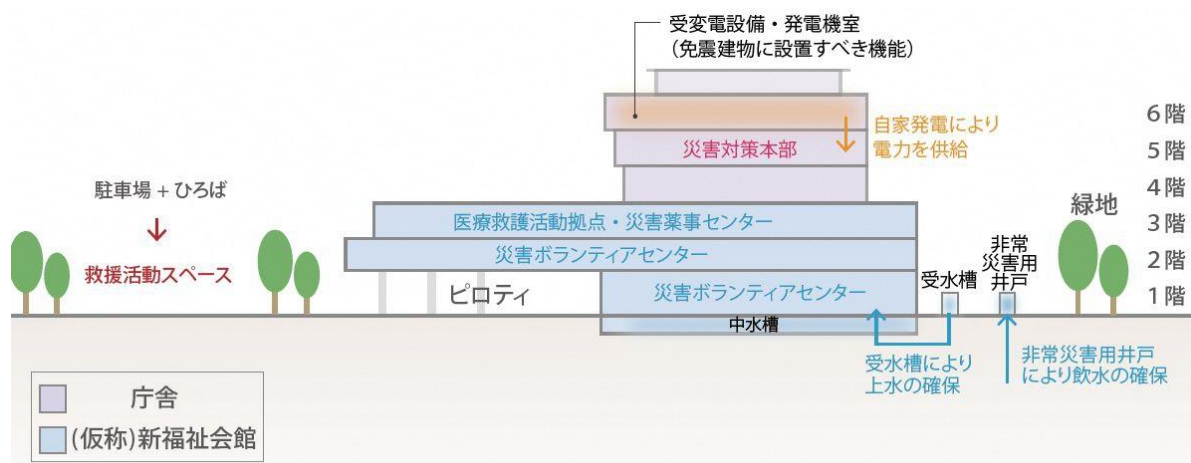
エ (仮称) 新福祉会館

- ・(仮称)新福祉会館のマルチスペースや多目的室は災害ボランティアセンターに転用します。また、3階は医療救護活動拠点、災害薬事センターに転用します。
- ・ピロティ空間は物資の荷揚げや荷下ろし、支援物資等の仮置き場として使用します。

オ ひろば

- ・建物北側のオープンスペース等のひろばや駐車場は、極力段差をなくし、一体的に利用できるようにします。

【災害時の対応(断面図)】



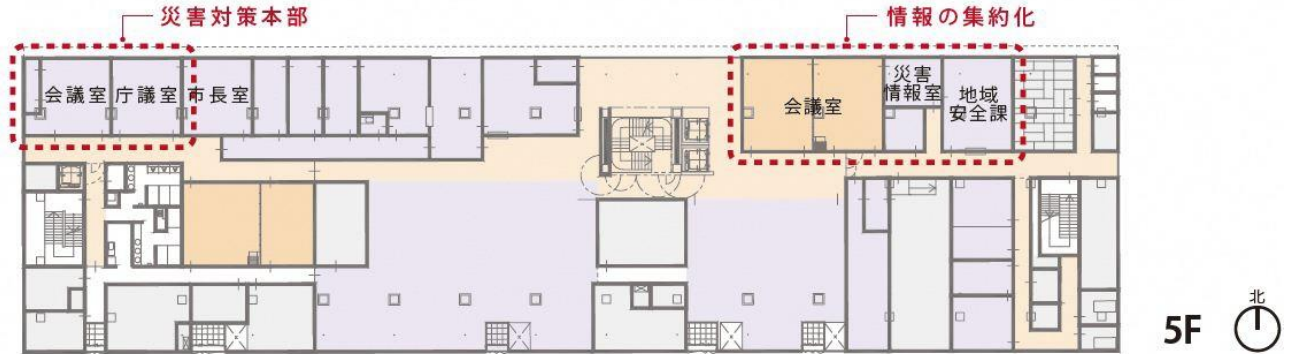
災害時の対応

(2) 災害拠点

ア 災害対策本部

- ・発災時には、庁舎5階の庁議室等を災害対策本部に転用し、設置します。
- ・地域安全課及び災害情報室は一体的に活用し、情報の収集・発信を行います。

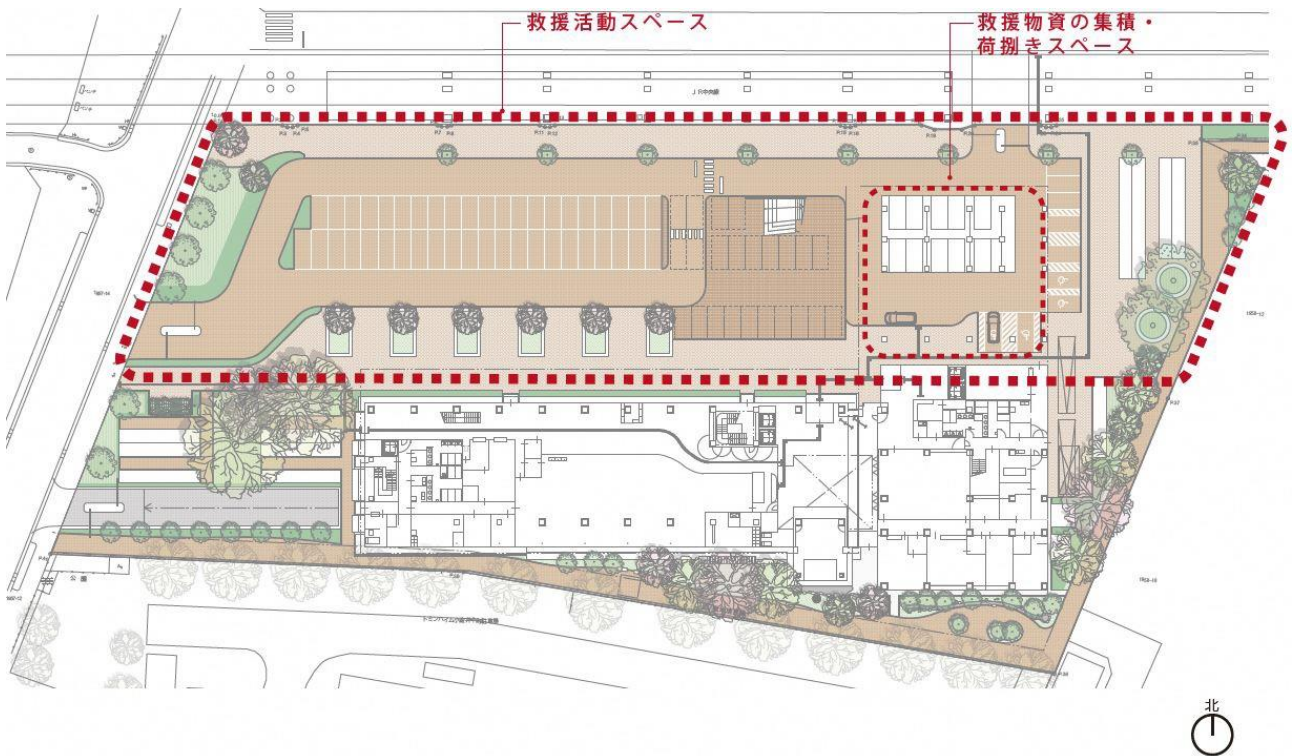
【災害対策本部（配置図）】



イ 外構について

- ・建物前面の駐車場等のオープンスペースは震災発生後には、救援活動スペース等として活用します。
- ・雨をしのげるピロティ部は車両の緊急車両の乗り入れ・救援物資の集積や荷捌きスペースなどとして活用します。

【災害拠点（配置図）】



ウ (仮称) 新福社会館災害時機能転換について

平常時		災害発生時	
階	機能名称	機能名称	主な活動機能
3階	保健センター	医療救護活動拠点 災害薬事センター DMAT、保健医療班等詰所	災害時医療活動、情報収集活動、医療相談窓口
2階	多目的室 調理実習室	災害対策用スペース	災害ボランティアセンターのニーズ把握班・マッチング班事務室、ボランティア休憩室
1階	社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター	災害ボランティアセンター本部	災害ボランティアの受け入れ、活動の支援・調整
	多目的室 マルチスペース 市民参画スペース	災害対策用スペース	災害ボランティアセンターの受付窓口、マッチング対応

※ 大規模な災害により(仮称)新福社会館での災害ボランティアセンター機能の設置が難しい場合は、本センター機能を全て栗山公園健康運動センターに移動するなど柔軟に対応する。

委員会の運営等について

1 会議録作成の基本方針等

- (1) (仮称) 小金井市新福祉会館管理運営計画策定委員会 (以下「策定委員会」という。) における会議録の作成は、市民参加条例施行規則第 5 条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、会議内容の要点記録とする。なお、事務局は全文記録による保存、記録用の会議録を作成するものとする。
- (2) 会議録は、原則として次回の策定委員会での内容の確認後、市ホームページに掲載し、情報公開コーナー等に据え置き公開する。ただし、会議を非公開とした場合は、市民参加条例施行規則第 4 条の規定による。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、委員会での発言は委員長が指名後、名前を発言してから行う。(例「〇〇です。●●●については・・・」)

2 策定委員会の公開

(仮称) 小金井市新福祉会館管理運営計画策定委員会設置要綱第 8 条の規定のとおりとする。

3 策定委員会の傍聴

- (1) 小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領 (資料⑥) のとおりとする。
- (2) その他傍聴実施の必要事項
報道関係者は、事前に傍聴希望を申し出るものとする。
- (3) 傍聴を実施する場合、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下のとおりの対策を講じます。
ア 傍聴者も含めた人数を会場収容定員の半分以下とする、またはソーシャルディスタンス (人と人との間隔をできるだけ 2 メートル) を確保できるよう人数制限を行う。上記ができない場合は、傍聴用の別室の設置を検討する。
イ 傍聴を行う場合は、可能な限り傍聴受付を会場外へ設け、別紙「傍聴受付記入表」を使用し、傍聴者の体調確認及び感染発生時の連絡先を確認した上で行う。

4 資料提出等

委員が書面で資料等を提出する場合は、資料名、委員名、提出日を記載して事務局へ委員会開催日の 3 日前 (休日を除く) の午後 5 時までに提出するものとする。

令和 3 年 5 月 1 8 日
(仮称) 小金井市新福社会館
管理運営計画策定委員会

傍聴受付記入表

- ・傍聴にあたり、手洗い、うがい、消毒、マスクの着用をお願いしています。
- ・新型コロナウイルス感染症等の対策として、以下の項目にご回答ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の発症が確認された場合にご連絡させていただくため、ご連絡先を御記入のうえ、傍聴券とともに受付にご提出ください。
- ・同意いただけない場合及び体調不良の項目に該当する場合は、傍聴をご遠慮いただいておりますので、ご了承ください。

【確認項目】

- | | |
|----------------------|------------|
| 1 発熱の症状がある | (はい・いいえ) |
| 2 せき、くしゃみ等風邪の症状がある | (はい・いいえ) |
| 3 倦怠感 (強いだるさ) がある | (はい・いいえ) |
| 4 呼吸が困難である (息苦しさがある) | (はい・いいえ) |

【御連絡先】

氏 名 _____

電話番号 _____

ご協力ありがとうございました。

(備考) ご記入していただいた個人情報につきましては、小金井市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱い、新型コロナウイルス感染症対策以外には使用いたしません。

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3号の規定に基づき法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置される機関（以下「附属機関等」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の確保)

第2条 附属機関等の長は、会議を開催しようとするときは、傍聴席が確保できるよう努めなければならない。ただし、会議会場の広さ等により傍聴席の確保が困難な場合は、この限りでない。

(傍聴人の数)

第3条 附属機関等の会議の傍聴人の数は、会議会場の広さ等を考慮し、附属機関等の長が決めるものとする。

(傍聴人の手続及び決定)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し込み、小金井市附属機関等の会議傍聴券（様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、原則として会議開催予定時刻の10分前から先着順で決定する。ただし、会議開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が、前条に規定する傍聴人の人数を超えるとときは、くじ引きで傍聴人を決するものとする。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者

- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、飲食について会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話は、電源を切り、又はマナーモードとし、通話をしないこと。
- (8) 写真及び映像の撮影、録音並びにこれに類する行為をしないこと。ただし、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（令和元年10月16日要領第20号）

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

付 則（令和2年8月18日要領第16号）

この要領は、令和2年8月20日から施行する。

付 則（令和2年9月7日要領第18号）

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

質問・意見に対する回答表

資料 8

項番	質問者	頁数	質問	回答
1	菅沼委員	16	<p>(3)ウについて 「災害発生時利用を目的として整備する無線LANとは、現在、企画財政部情報システム課を主体に進めている「公衆無線LAN環境整備」(令和3年9月サービス開始)をさすものですか。この拠点に、(仮)新福社会館も入ると理解してよいですか。</p>	<p>本市の公共施設の公衆無線LANの整備については、防災等に資するWi-Fi環境の整備計画(令和2年2月総務省)を踏まえ、本市地域防災計画に照らした上で適切な環境整備を行うこととしています。 新庁舎・(仮称)新福社会館は、防災拠点として機能する複合庁舎であるため、整備対象としていく考えです。</p>
2	菅沼委員	16	<p>文章のみの情報発信にとどまらず、映像による外部配信(例えば、y-tubeでの市議会情報配信の如く)は、この計画には含まれているのですか。 また、施設内の他の部屋へ有線または、無線(LAN)での配信は、この計画に含まれているのですか。 上記については必要と考えます。(上記実現のため必要設備用設備を含めて)。</p>	<p>デジタルサイネージは、従来の張り紙や看板等の静的な情報発信ツールではなく、リアルタイムに様々な情報を発信することが可能です。また、緊急時には即座に表示を切り替え、市民の皆さんに必要な情報を配信する等、状況に応じて必要な情報発信を行えることも利点のひとつです。 配置場所に応じた利便性の高い情報を表示する媒体として活用することが重要と考えており、表示コンテンツの構築、システムの運用・保守を一元化する方向で検討を進めています。ご質問の市議会中継映像は、インターネットを介した画像配信とすることにより、数あるコンテンツの中のひとつすることを考えています。 各諸室からデジタルサイネージにアクセスできる環境を整えるところまでは考えていません。なお、(仮称)新福社会館における貸出可能な諸室については、一部、公衆無線LANがカバーできる範囲を除き、インターネット接続環境はございません。 【委員会終了後訂正】 館内の情報や利用手続きについては、市ホームページ等により周知します。なお、動画配信については、貴重なご意見として参考とさせていただきます。 なお、(仮称)新福社会館における貸出可能な諸室については、一部、公衆無線LANがカバーできる範囲を除き、インターネット接続環境はございません。</p>

質問・意見に対する回答表

資料8

項番	質問者	頁数	質問	回答
3	坂野委員	1	1 ページや4 ページの施設全体の図面・完成予想図を見ますと、昨年開催された「こがねいミーティング」で最終案とされていた配置といくつか違いがあるようですが、今回の素案の図面が当委員会の議論のスタート台となるのでしょうか。そうであれば、①「こがねいミーティング」での最終案を採用しなかった理由、②敷地の北西角にあった広場の設置案を採用しなかった理由、③今後最終の図面を確定する手順とその時期、をお教え下さい。	今回の計画（素案）における図面等につきましては、現段階の成果物である「基本設計説明書（基本設計終了時の令和2年3月現在）」における図面等にて原則、記載しております。実施設計における図面等が確定した段階（令和3年11月予定）で、修正が必要な図面等につきましては、差し替えます。
4	坂野委員	1	1 ページの「(1)施設整備の目標」の文中の2番目の文の末尾が、「…としていきます。」となっていますが、この主語（主体）は誰でしょうか。そもそも「目標」を記載するのであれば「…とすることを目標とします。」といった書き方がよいのではないのでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、「（仮称）新福社会館」を主語として、追記いたします。
5	坂野委員	2	2 ページの本文4行目に「…庁舎との多機能・複合化により…」とありますが、内容を正確にするため、「新庁舎との施設の多機能・複合化により」と書き換え、15 ページ本文1行目と同じ表現するのが分かりよいと思います。	いただいたご意見を踏まえ、「新庁舎との施設の多機能・複合化により」との表現に修正いたします。
6	坂野委員	6	6 ページの真ん中辺りにある、「新庁舎との連携による効果」という表現も、上述同様、「新庁舎との複合化による効果」とかに統一した方が分かりよいと思います。	施設のハード面として「複合化」、機能の繋がりとしてソフト面での「連携」という表現で統一しておりますので、このままの表現とさせていただきます。
7	坂野委員	8	福社会館は市民が(団体でなく)個人で訪れて利用する場でもあると思います(例えば友人と将棋を指しに行く)が、このような市民の活動は8 ページの表の区分および「事業内容」のどれに該当するのでしょうか。	活動スペースのうち「マルチスペース」については、来館者等の交流やにぎわいを創出するスペースとして、多世代が気軽に立ち寄り、集まることのできる場としておりますので、8 ページの記述に上記の内容を追記いたします。なお、具体的なマルチスペースの利用想定等については、今後の本委員会での議題とする予定です。

質問・意見に対する回答表

資料 8

項番	質問者	頁数	質問	回答
8	坂野委員	16	16ページの「デジタルサイネージ」で発信する情報は施設内の情報に限定せず、小金井市全般の重要情報も盛り込むようにしませんか。少なくとも、市の他施設(とりわけ公民館や市民交流センター)での福祉関連活動の動向、市の福祉等活動に大きく影響する行政動向、など市民として適時速やかに知りたいことが多々ありますので。	現状、(仮称)新福祉会館の多目的室等の活動スペースの利用状況、市からのお知らせ等を中心に表示できるよう検討しています。どのような内容(コンテンツ)を表示するかについては、今後、導入するシステムや実現性等を考慮し、庁内で検討いたします。
9	坂野委員	16	16ページの「(3) ICTの整備」の「ウ」の項目の文の末尾だけが、「整備を推進します」となっており、「推進」という語句が入っています。なぜでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、「無線LAN環境を整備します。」との表現に修正いたします。
10	坂野委員	17	17ページの「(5) 施設へのアクセス整備」ですが、施設の位置および利用者に高齢者が多いことに鑑みますと、来館時にバス利用希望も相当数になりましようがここにはその言及がありません。バス停が施設外になることも言及しない理由かと推察しますが、重要な「アクセス」方法ですので何か方策を計画するのがよいと思います。	施設へのアクセス手段については、CoCoバスは新庁舎等には乗り入れせず、新たな交通サービスとしてシャトルバス運行の導入を検討しています。
11	坂野委員	19	19ページの下から5行目で、屋上庭園を「誰もが気軽に立ち寄り、憩える」広場と称していますが、これは施設の基本的な機能とどのように関連するのかお教え下さい。また、その関連性を勘案してこの表現を適切にする方がよいのではないかと思います。	施設の基本的な機能のうち「参加と協働による多様な交流や活動の推進」と関連しますので、適切な表現であると考えます。

質問・意見に対する回答表

資料 8

項番	質問者	頁数	質問	回答
1 2	萬羽委員	1 2～1 3	他の階にも共通するかもしれませんが、子育てに関する情報提供を活発に行い様々なニーズと繋ぐ役割を期待します。	(仮称)新福祉会館3階は、保健センターと子ども家庭支援センターを同フロアに配置し、子育て世代包括支援センター機能の円滑な運営と、相互に連携する庁舎部門との効率的な配置を行うことにより、市民サービスの向上を目指します。
1 3	萬羽委員	1 7	アクセス整備として自動車や自転車によるアクセス環境の整備について書かれていますが、コミュニティバスのルート整備は検討されていないのでしょうか。	項番10参照
1 4	萬羽委員	全体	全体・その他 ・子育て・子育てに関して、横の繋がりを一層強化していくことを期待しています。 ・自然災害等に備え、福祉避難所の充実や新福祉会館がその拠点となることを期待しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・項番12参照 ・(仮称)新福祉会館については、災害時の機能として、医療救護活動拠点、災害薬事センター、災害ボランティアセンター本部、災害対策用スペース等として、機能転換する計画となっています。 <p>【委員会終了後訂正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項番12参照 ・災害時に備え、館内で適切な情報を提供できるよう、関係課と調整します。
1 5	平野委員	はじめに	福祉会館なのに「障害者」が一つもないです。障害のある人もない人も共に暮らす小金井条例があるのに違和感があります。	中段「制度の枠組みを超えて地域福祉を進め、子育て・子育て支援を進めるとともに、高齢者が生きがいを持って安心して過ごせる、誰もが健やかに安心して暮らせる思いやりのあるまちづくり」中の「誰もが」の表現に、障がいのある方もない方もとの思いを含めております。
1 6	平野委員	4	(2)施設の配置にバスのアクセス方法がないと思います。	項番10参照

質問・意見に対する回答表

資料 8

項番	質問者	頁数	質問	回答
17	平野委員	6	障害のある人の社会参加は通所型の支援施設と福祉共同作業所の利用者のみの対象でしょうか？	（仮称）新福祉会館 1 階のマルチスペースに福祉売店の設置を予定し、2 階には障がい者の社会参加の場としてのカフェの設置を予定しています。 また、障害者団体の方が社会参加を促進できるような多目的室の利用方法等を本委員会で検討します。 なお、通所型の障害者施設とは「福祉共同作業所」のことですので、表現を修正いたします。
18	平野委員	7	総合案内は土曜日・日曜日は閉めるのでしょうか？どんな人でも素通り。。？どこの管理が担当課でしょうか？	（仮称）新福祉会館の「受付」には常時、人を配置し、利用のご案内や鍵の貸し出し等を行う予定です。「受付」場所については、7 ページの平面図中の多目的室01の北側に配置します。図面中の記載が漏れてたため修正いたします。 総合案内については、現時点で運用・所管課は未定です。
19	平野委員	8	市民協働支援センター・活動スペースはどこの管理でしょうか？	（仮称）市民協働支援センターはコミュニティ文化課、活動スペースは地域福祉課で所管予定です。
20	平野委員	9	・総合的な窓口→1階の総合案内と一緒に？別の内容？（実は読んでいて「総合相談窓口」と「総合的な窓口」「総合案内」の区別がつかない・・・のです。） ・大階段が利用できない人はどこから入るのでしょうか？大階段は土日祭日も開いているのでしょうか？	・「福祉の総合的な相談窓口」は「福祉総合相談窓口」のことですので、後者で統一した表現として修正いたします。 ・（仮称）新福祉会館 1 階の出入口から入り、各階へはエレベーターや施設内の階段で移動することができます。大階段の運用方法等については未定で、庁内で検討いたします。
21	平野委員	10	印刷作業室の管理はどこでしょうか？土日祭日に印刷機が故障した時、どこが対応するのでしょうか？机や椅子がある場合、利用は何人まで可能でしょうか？前の福祉会館は先着順で印刷・または部屋予約が取れない団体が自由に会議室として使っていました。	印刷作業室の管理は、1 階の「受付」で行い、土日祝日も対応する予定です。現状、印刷作業室の利用ルール等については、本委員会にてご意見を伺い、検討いたします。

質問・意見に対する回答表

資料 8

項番	質問者	頁数	質問	回答
2 2	平野委員	1 2	「親子で遊ぶことができ」という事は、土日祭日もつかえるという認識で良いでしょうか？	子ども家庭支援センター（ひろばスペース）の開館日等は、火曜日～土曜日の午前10時～午後4時です。
2 3	平野委員	1 4	屋上庭園 手すりがある？場合のガラス張り、手すりの高さ、等を知りたいです。	屋上庭園の手すりの高さは1,200mmで計画しています。
2 4	平野委員	1 5	(1)総合案内→手話が出来る人がいて欲しいです。または遠隔手話通訳タブレットでも対応するなどの工夫をお願いします。	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。
2 5	平野委員	1 5～1 6	電光掲示板は1階だけでしょうか？会議室がある、もしくは障害者の利用の多い1階、2階に置いて欲しいと希望します。災害にも役に立つので、せっかくの電光掲示板を最大限に活用して欲しい。聴覚障害者だけではなく、全ての人が文字を見て安心すると思います。	現状の計画では、新庁舎1階の総合案内や待合スペースのほか、(仮称)新福祉会館の1階～3階のエレベーター前に設置予定です。 デジタルサイネージは、従来の張り紙や看板等の静的な情報発信ツールではなく、リアルタイムに様々な情報を発信することが可能です。また、緊急時には即座に表示を切り替え、市民の皆さんに必要な情報を配信する等、状況に応じて必要な情報発信を行えることも利点のひとつです。 配置場所に応じた利便性の高い情報を表示する媒体として活用することが重要と考えており、表示コンテンツの構築、システムの運用・保守を一元化する方向で検討を進めています。
2 6	平野委員	1 6	L A Nは会議室・多目的室・マルチスペースは使えない？今、ほとんどの会議はZOOM等のオンラインで開かれます。	(仮称)新福祉会館における貸出可能な諸室については、一部公衆無線L A Nがカバーできる範囲（1階：マルチスペース・多目的室01、2階：カフェ、3階：子ども家庭支援センター（ひろばスペース）・保健センター待合スペース）を除き、インターネット接続環境はありません。

質問・意見に対する回答表

資料 8

項番	質問者	頁数	質問	回答
27	平野委員	16	災害時の聴覚障害者用ランプ（天井や壁）は聞こえない人だけではなく、誰が見ても分かるようになっています。各階に設置しているのでしょうか？	災害時の聴覚障がい者用ランプについては、点滅で避難誘導を促す設備で、各階の避難経路上の誘導灯、トイレ及び2階の多目的室等に設置する計画です。
28	平野委員	19	「トイレの出入り口に扉がない」→自動ではなく、カーテン？自動ドアでも、障害者センターでもわかると思いますが、丸きこえだそうです。そういう工夫？	感染症対策（非接触）の観点から、男女トイレについては扉・カーテンは設置しておりません。
29	平野委員	全体	エレベーターに鏡などが配置されているか？どのような広さ？ 停止した時や地震が起きた時の伝達方法、犯罪防止のための工夫、などを知りたいです。	現状の計画では以下のとおり計画しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・鏡を設置しています。 ・エレベーターのかご寸法（幅×奥行×高さ） 1,600mm×1,500mm×2,250mm ・定員15名 ・エレベーターの乗り込み想定人数は、ベビーカー2組または、車椅子利用者2名としています。 ・通話用のインターホンを設置しています。 ・防犯カメラを設置しています。
30	諏訪間委員	3	建設スケジュール スケジュールがわかりにくいと思います。 下の図の中にも、目安となる時期（西暦表示も入れる）も入れてください。またできれば、チャート状のスケジュール表も入れてください。 I期、I期-1などの記号がその後使われる事がないので、このページでその記号が使われる意味がよくわかりませんが他の計画等で呼んでいる期間名でしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、わかりやすい標記となるよう修正いたします。 工事期間区分の名称については、本建設事業における名称として基本設計説明書で使用しているため、そのままの標記とします。

質問・意見に対する回答表

資料8

項番	質問者	頁数	質問	回答
3 1	諏訪間委員	1 6	デジタルサイネージの活用について 製品事例 三菱電機 http://www.mee.co.jp/sales/visual/touch-monitor/touchless-monitor.html 感染症対策として、非接触型パネルのインタラクティブな情報端末にすると良いと思います。 また表示の中にQRコードなども入れ、そこからスマホで予約が出来るなどのシステムも構築すると良いかと思ひます。	デジタルサイネージの配置場所に応じた利便性の高い情報を表示する媒体として活用することが重要と考えており、情報端末として提供することも活用方策のひとつと考えています。インターネットを介したクラウドサービスにより表示コンテンツの構築、システムの運用・保守を一元化する方向で検討を進めているところ、予約管理等、ご利用者の個人情報を収集する内容までは考えていません。 【委員会終了後訂正】 デジタルサイネージの配置場所に応じた利便性の高い情報を表示する媒体として活用することが重要と考えており、情報端末として提供することも活用方策のひとつと考えています。表示コンテンツ構築の際の参考とさせていただきます。
3 2	諏訪間委員	1 6	非接触パネルではないが、インタラクティブサイネージを導入している事例 「こどもと福祉の未来館」(所沢市) https://www.hitachis.co.jp/service/dcom/panorama/tour/ こちらは新福祉会館基本計画市民検討委員会でも見学いたしました。大変参考になりました。 サインの出し方、運用の方法などを伺うなども含め、状況が許せば可能であれば委員のみなさんで見学出来るが良いと思ひますがいかがでしょうか。	実施設計の最終段階であるため、施設見学する時期ではないと考えておりますが、資料提供いただいたものは、貴重なご意見として参考とさせていただきます。 運用法等については、導入するシステムや実現性等を考慮し、庁内で検討いたします。
3 3	諏訪間委員	1 6	公共施設の予約システムはインターネット上に提供することになると思うが、このデジタルサイネージとは別に、館内から自分でタッチパネルで予約が出来る端末をいくつか置いておくと職員の負担軽減になると思ひます。 (非接触タブレット端末を固定台に埋め込むなどで良いと思ひます)	貴重なご意見として参考とさせていただきます。